

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	74 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	47 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	47 件
厚生年金関係	58 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで

私の夫は、結婚後数年たった頃、私の国民年金の加入手続を行い、その後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を区の集金人に納付していた。また、納付方法が納付書になってからは、主に夫が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間で、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 40 年 7 月頃に払い出されており、申立人は同年 4 月から 60 歳に到達するまで申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人が申立期間の保険料を区の集金人に納付していたとする納付方法は、申立人が居住する区の納付方法と合致していること、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の申立期間の自身の保険料は、納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から63年1月まで

私は、国民年金に加入した当初は収入が低かったため、国民年金保険料の免除申請を行っていたが、収入が増え保険料を納付することができるようになってからは、勤務先近くの金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は17か月と比較的短期間である。

また、申立人は、当時居住していた区に転入するまでの2回の住所変更手続を適切に行っており、昭和55年度から60年度までの申請免除期間が終了した後、申立期間直前の昭和61年4月から同年8月までの期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立期間は、保険料の納付を開始した時期であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 9 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの期間については、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の保険料を遡って納付したと具体的に説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は 63 年 2 月に払い出されており、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人の母親は自身の国民年金加入期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 60 年 12 月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人及びその母親は当該期間当時に上記の手帳以外の手帳を所持していた記憶が定かで無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 43 年 6 月まで
② 昭和 44 年 2 月及び同年 3 月

私は、婚姻の際に義父から国民年金に加入するように勧められたので、私の妻が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 44 年 3 月頃に払い出され、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間直前の 43 年 7 月から 44 年 1 月までの保険料を納付したことが特殊台帳で確認できる 45 年 8 月 1 日時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、婚姻した昭和 38 年 5 月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、上記のとおり申立人の手帳記号番号は 44 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点では、38 年 4 月から 41 年 12 月までの保険料は時効により納付することができない。また、当該期間直後の 43 年 7 月から 44 年 1 月までの保険料を過年度納付したことが特殊台帳で確認できる 45 年 8 月 1 日時点では、その当時実施されていた第 1 回特例納付により当該期間の保険料を納付することは可能であったものの、申立人の妻は特例納付を利用した記憶は無いと説明しているほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年1月から50年3月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで

私は、昭和45年頃に夫婦の国民年金の加入手続きを行い、それ以降の夫婦の国民年金保険料を納付し続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人は、昭和50年4月以降、当該期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は当該期間を含む期間について年金記録確認の申立てを行い、当委員会の決定に基づき平成23年1月13日付けで、当該期間を含む50年4月から51年3月までの保険料は納付していたものと認められ、年金記録を訂正することが必要であるとする通知が行われているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和45年頃に夫婦一緒に国民年金に加入し、その後の保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年11月に払い出されており、この払出時点では当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年2月から60年3月まで
② 昭和60年9月
③ 昭和60年10月から61年3月まで

私の妻は、結婚を契機に私の国民年金の加入手続をし、手続前の期間の国民年金保険料を分割して納付してくれた。加入後は、定期的に保険料を納付してくれていた。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、昭和60年4月以降、当該期間を除き国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は62年6月頃に払い出されており、この払出時点では、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であること、当該期間の前後の60年4月から同年8月までの保険料及び61年4月から62年3月までの保険料は過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和62年6月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の妻は、申立人の年金手帳について、現在所持している年金手帳以外のものを所持した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の

記録欄には当該期間の被保険者資格の取得を示す記載が無く、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 58 年 7 月から 62 年 2 月まで

私は、母に国民年金保険料を納付するように言われ、保険料の納付を始めた。保険料の納付を始めてからは、保険料を未納にした^{おぼ}覚えはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間はいずれも 3 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、郵便局又は金融機関で定期的に保険料を納付書により納付していたと説明しており、当時の保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間中に離婚及び再婚をしているが、国民年金の資格種別変更手続及び氏名変更手続の記憶が曖昧である。また、申立人が当該期間当時に居住していた区の保険料の徴収間隔は、昭和 61 年 10 月に 3 か月ごとから毎月に変更されているが、申立人は、当該期間の途中で毎月納付に変更された記憶は無いこと、申立人は、保険料を定期的に納付していたと説明しているが、オンライン記録より、62 年 3 月の国民年金の第 3 号被保険者の届出の処理は 62 年 12 月 9 日に遡って行われており、当該期間当時継続して保険料を納付していたとすれば、62 年 3 月から当該処理月までの保険料は還付されることとなるが、その記録は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、63 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 11 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から同年 7 月まで
③ 昭和 63 年 11 月から平成元年 3 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 59 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、結婚前にそれまでの未納分の国民年金保険料をまとめて納付した。結婚後は主人と二人分の保険料をおおむね一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

申立期間①のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 62 年 7 月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、申立人が未納分の保険料をまとめて納付したとする保険料額は、当該期間の保険料、納付済みの昭和 61 年度分の過年度保険料及び 62 年 4 月から同年 6 月までの現年度保険料を合わせた額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②及び③については、4 か月及び 5 か月とそれぞれ短期間であり、前後の期間の保険料も納付されていること、申立人が所持する年金手帳から平成元年 3 月 15 日に住所変更手続が行われていることが確認でき、当該住所変更時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であること、申立人は、当該期間の保険料を毎月金融機関で納付したと説明しており、当時の納付方法と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した後の昭和 59 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は上記のとおり 62 年 7 月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、63 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 11 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの期間及び46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで

私は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ3か月及び9か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き昭和36年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、妻が送付されてきた納付書により郵便局で保険料を納付していたと説明しており、夫婦が居住していた区の当時の保険料徴収方法と合致しているほか、夫婦は、当時店を営んでおり、申立期間及びその前後の期間を通じて住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの期間及び46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで

私の夫は夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ3か月及び9か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き昭和36年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の夫は、申立人が送付されてきた納付書により郵便局で保険料を納付していたと説明しており、夫婦が居住していた区の当時の保険料徴収方法と合致しているほか、夫婦は、当時店を営んでおり、申立期間及びその前後の期間を通じて住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年12月から48年3月まで
② 昭和48年10月から50年3月まで

私は、昭和50年頃に国民年金保険料を特別に遡って納付できることを知り、私と同じように、それまで国民年金に加入していなかった夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦の過去の未納期間の保険料を遡って納付した。納付した金額として、月額500円で、夫婦二人分で合計7万円ぐらいであったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後の昭和50年4月以降の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年8月時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるほか、オンライン記録によると、申立人が保険料と一緒に納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みであり、夫の手帳記号番号の払出しが同年12月であることから、夫の当該期間を含む48年10月から50年3月までの納付済期間の保険料は過年度納付されたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が夫婦二人分の未納保険料を納付するために用意したと説明する金額は、当該期間を含めて第2回特例納付により夫婦二人分の保険料を納付した場合の金額とは大きく異なっており、むしろ、オンライン記録及び特殊台帳により、第2回特例納付を利用して遡って納付されていることが確認できる夫の昭和42年6月から48年3月までの保険料額とおおむね一致している。また、申立人及びその夫は、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと説明するが、夫の

手帳記号番号は申立人の手帳記号番号よりも約1万6,000番後の第2回特例納付実施期間末月の50年12月に払い出されており、当該払出時点で、夫は60歳に至るまでの保険料納付可能月数が252か月であり、国民年金のみで老齢年金の受給資格期間300か月を満たすことができなかつたため、特例納付したものと推察される。一方、申立人は、手帳記号番号払出時点から60歳に至るまでの期間の保険料を納付すれば、60歳到達時点で老齢年金の受給資格を得ることが可能であったため、特に特例納付を行うことが必要な状況では無かつたことなど、申立人が当該期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年11月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年11月まで

私は、国民年金加入後は夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は重複納付されたため、還付したと言われたが、還付を受けた記憶がない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立期間の保険料の還付に係る申立人の夫の申立てについては、夫が所持する2枚の領収証書により申立期間の保険料を重複納付していることが確認でき、当該重複納付に係る還付の処理については、還付リストにおいて還付決議日及び還付金額が記載されているが、申立期間前の近接した時期に納付された期間の保険料について、本来還付されるべきであったにもかかわらず平成20年2月に還付決議がされるまで還付手続きが行われず、当時の還付事務処理に不適切な状況が認められることから、申立期間の保険料の還付に係る事務処理についても不備があった可能性があるとして、既に当委員会の決定に基づき21年6月17日付けで、夫の申立期間の保険料は還付されていないものと認められ、還付についての記録を訂正することが必要であるとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間の保険料の重複納付を示す領収証書等所持していないものの、上記還付リストの夫の欄の次欄に、申立人の申立期間の保険料について、還付決議日、還付金額及び還付理由（重複納付）が夫と同一内容で記載されていることが確認できることから、夫の申立期間の保険料の還付に係る申立てについての上記判断理由と同様の理由で、申立期間の保険料の還付に係る事務処理について不備があった可能性があると考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から50年12月まで
② 昭和51年4月から同年12月まで

私は、46歳頃に区役所から未納となっている国民年金保険料を納付できることを聞いて未納保険料を全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和53年9月以降5回に分けて36か月分の国民年金保険料を第3回特例納付により納付していることが特殊台帳で確認でき、最初に特例納付した53年9月時点では、当該期間のうち51年7月から同年12月までの期間の保険料は特例納付保険料よりも低額の保険料で過年度納付することが可能であり、この期間の保険料が未納となっているのは不自然であること、当該期間直前の51年1月から同年3月までの期間の保険料は特例納付されていることが確認でき、上記の過年度納付が行われたとすれば、当該期間のうち51年4月から同年6月までの期間の保険料のみが未納のままとされたとは考えにくく、この期間の保険料は特例納付されたものと考えるのが相当であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、第3回特例納付で納付した金額は10万円を超えていたと説明しているが、上記の特例納付済みの36か月分の保険料額と当該期間の保険料を特例納付により納付した場合の保険料額を合わせた金額は48万円となり、申立人が納付したとする金額と大きく相違すること、申立人は、上記の特例納付時点で、60歳まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間に納付月数が25か月不足することから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して

特例納付を行ったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月

私は、納付義務がある国民年金保険料の納付を怠ったことはなく、1 か月だけ未納のままにするはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1 か月と短期間であり、申立人は、20 歳時の平成 13 年*月に基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間直前の平成 14 年 4 月の保険料を申立期間内の同年 5 月 31 日に現年度納付し、申立期間直後の 14 年 6 月以降現在に至るまでの保険料を口座振替により全て現年度納付していること、申立期間当時には未納となっていた 20 歳時の 13 年*月から 14 年 3 月までの*か月分の過年度保険料を 15 年 5 月 7 日に納付していることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、平成9年3月に年金相談に行ったときに、このままでは受給資格期間を満たすことができないことが分かったので、国民年金保険料を計画的に納付することにし、納付可能な保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月に年金について区で相談したと説明しており、申立人が所持する、当該相談時に区で作成されたとみられる相談記録には、9年3月26日現在で、申立人は、カラ期間16月及び今後納付可能期間（7年*月から60歳まで）191月を合わせた期間は207月であり、年金の受給資格期間（300月）に93月不足すること、このため、申立人は、60歳以降も任意加入をしないと受給資格期間が満たせず、23年*月に任意加入手続をする必要があることが記載されている。

申立人は、上記の相談内容を踏まえて、国民年金保険料の納付を開始したと考えられ、申立期間直前の平成7年2月から8年3月までの保険料を過年度納付し（当該納付済保険料のうち7年2月から同年12月までの保険料については、17年7月21日に第3号被保険者の特例届出がなされ、当該期間が第3号被保険者期間となったことから同月26日に還付決議されており、その後の8年1月から同年3月までの保険料の収納日は9年5月20日とされている。）、当該期間直後の平成9年度の保険料を9年5月以降に現年度納付し、その後60歳まで保険料を全て納付し、60歳時の23年*月に国民年金に任意加入していることがオンライン記録で確認でき、申立期間の前後の期間の保険料を納付した9年5月時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、年金の受給資格期間を満たすために保険料の納付を開始して間もない時期に、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さ

は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月まで
私は、申立期間の国民年金保険料の未納通知が届いたので、社会保険事務所（当時）で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 63 年 9 月頃に払い出され、申立人は、同年 4 月から婚姻して第 3 号被保険者になる前の平成 8 年 2 月までの国民年金保険料を全て現年度納付していることが確認できること、申立人は、申立期間の保険料を遡って一括で納付したと説明しており、上記手帳記号払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年11月から平成元年3月まで
② 平成2年4月から同年12月まで

私は、25歳頃市役所の出張所で国民年金保険料を納付した際に、窓口の担当者から未納の保険料があると言われ、当該保険料を遡ってまとめて1回で納付した。その際、出張所の担当者からこれでもう未納は無いと言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年5月頃の時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能である。また、申立期間は9か月と短期間であり、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、納付時期は不明ながら、当該期間前後の期間の保険料は過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人がまとめて納付したと説明する保険料額は、当該期間及び申立期間②を含め昭和61年11月から平成3年3月までの期間の保険料相当額とは大きく相違するほか、申立人の手帳記号番号の払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4

月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月から9年3月まで
② 平成9年12月
③ 平成10年4月から同年12月まで

私の父は、平成9年8月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、平成10年10月から同年12月までの期間については、当該期間直後の11年1月から同年3月までの国民年金保険料が12年11月14日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成9年8月4日に基礎年金番号が付番されており、当該時点で、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、オンライン記録から、保険料の納付状況を見ると、9年4月から同年9月までの保険料が同年9月に、9年10月及び同年11月の保険料が10年2月にそれぞれ現年度納付され、その後の12年以降の5回にわたる保険料の納付は全て過年度納付であることが確認できることから、12年頃から過年度納付が開始されたものと考えられること、保険料を納付していたとする父親は当時の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③のうち平成10年4月から同年9月までの期間については、

申立人の父親がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立期間②については、当該期間直後の10年1月から同年3月までの保険料が12年2月29日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間③のうち、10年4月から同年9月までの期間については、当該期間後の11年1月から同年3月までの保険料が12年11月14日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の父親がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き昭和60年4月以降の国民年金保険料を全て納付していること、申立期間直前の60年4月から61年3月までの保険料は同年3月に、申立期間直後の61年7月から同年9月までの保険料は同年7月にそれぞれ現年度納付されていることがオンライン記録で確認できること、夫婦二人分の保険料を納付したとする夫は、申立期間の自身の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から49年3月まで
私の妻は、婚姻後に私の国民年金の加入手続を行い、それまでの未納期間の国民年金保険料を遡って全て納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、49年8月以降は平成6年度分を除き、全ての保険料を前納しているほか、申立人の保険料を納付したとする妻は厚生年金保険から国民年金に切替えをした47年5月から60歳に到達するまでの保険料を全て納付済みであり、49年5月以降は、申立人と同様に平成6年度分を除き全ての保険料を前納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）内の昭和49年3月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は特例納付、過年度納付及び現年度納付することが可能であったほか、申立人の妻が、未納分の保険料を納付したときに受け取った領収証書に記載されていたとする金額は、申立期間の保険料を特例納付等した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月及び同年5月

私は、平成9年4月頃に県内で転居し、住民票及び国民年金の転入手続を行い、国民年金保険料は同年6月に就職後、区役所窓口か最寄りの郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年6月に払い出され、申立人は、同月以降申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は手帳記号番号払出以降、複数回の住所変更手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続をいずれも適切に行っていることが手帳の記録により確認できることから、申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月まで
④ 昭和 49 年 1 月から 53 年 3 月まで
⑤ 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
⑥ 昭和 59 年 4 月から 62 年 6 月まで

私は、国民年金の加入手続をし、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。しばらく保険料を納付していなかった後に年金受給資格を得ることができるようにするため、夫婦で区役所に行き、夫婦二人分の保険料として約 90 万円を納付した。その後は一時期を除き保険料を納付していたはずである。第 3 回特例納付で納付済みとされている申立期間①、②及び③についても、妻が通常どおりに定期的に納付していたはずであり、特例納付で納付済みとされる期間ではないはずである。申立期間①、②及び③の保険料が特例納付済みとされ、申立期間④、⑤及び⑥の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、当該期間は 6 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、年金の受給資格を得ることができるようにするために特例納付をし、その後は妻が保険料を定期的に納付していたと説明しており、申立人およびその妻は当該期間前の昭和 55 年 6 月に特例納付及び過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人は、当該期間の保険料は妻が定期的に納付していたものであり、特例納付で納付したものではないと主張している

が、妻が当該期間の保険料を定期的に納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻には昭和 36 年 6 月に国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されているものの、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、保険料を納付していたとする妻自身の当該期間の保険料は、55 年 6 月に払い出された手帳記号番号により第 3 回特例納付で納付した記録が同年 10 月に統合される以前は未納であった。また、申立人は昭和 55 年 6 月に払い出された手帳記号番号により、第 3 回特例納付で 105 か月の保険料を納付しており、その後当該番号の納付記録は 36 年 6 月に払い出された旧手帳記号番号の納付記録と統合されているが、特例納付された保険料は、統合後に特例納付期間として記録されている申立期間①、②、③及び 46 年 4 月から 48 年 12 月までの期間の納付月数と一致していること、特例納付は制度上先に経過した月の分から順次行うこととされていることから、申立人が 55 年 6 月に第 3 回特例納付により納付した保険料は、前述の特例納付済みとして記録されている期間に付け替えられたものとするのが自然であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は特例納付をする前にしばらく保険料を納付しなかった期間があったと説明しており、昭和 36 年 6 月に払い出された旧手帳記号番号では、当該期間の保険料を納付していなかったと考えられる。また、申立人及びその妻は、昭和 55 年 6 月に払い出された手帳記号番号で、受給資格期間である 300 月を満たすために必要となる納付月数を考慮して、特例納付及び過年度納付していることが附則 4 条納付者リスト及びオンライン記録で確認でき、当該夫婦二人分の合計金額は申立人が特例納付したとする約 90 万円とおおむね一致しているなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料をも特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥については、妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする妻自身の当該期間の保険料は、充当期間と記録されている昭和 61 年 4 月及び同年 5 月を除き未納であり、申立人は、特例納付をした後に一時期保険料を納付していなかった期間があったと記憶しているなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から11年12月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料は加入当初は父親が、父が死亡した後は私が納付していた。申立期間については確定申告書(控)を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成10年分及び11年分の確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄にそれぞれ「国民年金 93,000 円」及び「国民年金 111,600 円」の記載があるが、これらは、以下に述べるとおり、それぞれその前年の国民年金保険料納付の資料と考えることが相当である。

まず、平成10年分の確定申告書(控)の記載については、申立人名義の銀行口座の取引記録に、国民年金の保険料として10年7月24日に5万1,200円振り替えられた記録があるものの、この金額は10年の保険料額としては適切な金額ではなく、むしろ平成9年度の保険料4か月分に相当するところ、申立人のオンライン記録でも上記振替日と同じ日に振替額と同額が9年4月から同年7月までの4か月分として納付されていることが確認できる。また、平成9年のその他の期間についても、同オンライン記録から、1月から3月分が10年3月31日に、8月及び9月分が10年9月17日に、10月から12月分が10年10月23日にそれぞれ過年度納付されていることが確認でき、これらの過年度納付により9年以前の申立人の未納期間が解消されたことも確認できる。以上のことから、平成10年分の確定申告書(控)に記載された保険料額9万3,000円は、同オンライン記録により10年中に納付されたと認められる保険料合計額より少額という相違はあるものの、10年分としてではなく9年分の保険料として納付されたものと考えることが相当である。

次に、平成 11 年分の確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄に記載された国民年金 11 万 1,600 円は、10 年の保険料合計額、11 年の社会保険料合計額に不足する。しかし、前述のとおり、平成 10 年分の確定申告書(控)記載の保険料額はオンライン記録上 10 年に納付されたと認められる金額よりも少額であり、10 年中に行われた過年度納付によって 9 年までの未納期間が解消されていることから、11 年分の確定申告書(控)に記載された保険料も、これと同様に 10 年までの未納期間の解消のために納付されたものと考えることが相当である。

しかしながら、申立期間のうち、平成 11 年 1 月から同年 12 月までの期間については、申立人は、10 年分及び 11 年分の確定申告書(控)の記載をもって保険料を納付したと説明しているが、これらは、前述のとおり 9 年分及び 10 年分の保険料納付を証する資料とすることが相当であり、申立人の所持する 12 年分及び 13 年分の確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄には保険料額が記載されておらず、申立人は、申立期間直後の 12 年 1 月以降現在まで未納期間が散見されるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの期間及び51年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年12月まで
② 昭和51年4月から同年12月まで

私は、国民年金に加入してからは、国民年金保険料をずっと納付しており、申立期間は付加保険料も含めて納付していた。申立期間の付加保険料を含めた保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、昭和46年4月に付加保険料の納付の申出を行っていることが申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳で確認でき、申立期間①直後の50年1月から申立期間②を除く61年3月までの保険料は全て付加保険料を含めて納付されている。

また、申立人が納付した昭和48年4月から同年6月の保険料が、誤納付として51年5月14日に還付決議された記録が還付・充当・死亡一時金等リストで確認できるが、この還付決議時点では、申立期間①の保険料の納付は時効前であることから、当該期間が未納であれば、還付金を当該期間の保険料の一部に充当することが可能であり、それを充当することなく、還付していること、申立期間②直前の51年1月から同年3月までの期間の保険料はオンライン記録と特殊台帳で記録が相違していることなど、行政側の年金記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和58年1月から同年3月までの期間及び60年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 昭和60年1月から61年3月まで

私の夫は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の保険料を納付していたとする夫は、当該期間の自身の保険料が納付済みである。

申立期間②については、当該期間前後の保険料は納付済みであり、夫は、当該期間のうち昭和60年1月から同年3月までの期間は納付済みであるほか、同年4月から61年3月までの保険料は、当委員会の決定により、未納から納付済みに記録訂正されている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年5月頃に払い出されているため、申立期間の保険料はそれぞれ現年度納付することが可能であったほか、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、55 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 39 年 1 月から 42 年 8 月まで
③ 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで
④ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私の母親は、時期は定かではないが、私が両親と同居している時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②は昭和 38 年 12 月に会社を退職した後に母親が再加入手続きを行ってくれ、私が出産した後の 39 年頃に母から、これからは自分で保険料を納付するよう言われ、その後の保険料は私が納付してきた。申立期間③及び④の保険料は付加保険料も含めて私が納付した。申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間①の保険料、申立期間③、④の付加保険料を含めた保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 36 年 4 月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、当該期間の保険料を納付してくれていたとする母親は、国民年金制度発足当初から 60 歳に至るまでの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③及び④については、当該期間はいずれも3か月と短期間であり、申立人が所持する昭和 46 年 4 月に発行された年金手帳には 52 年 1 月 14 日に付加保険料の納付の申出を行ったことが記載されており、当該期間前後の期間の保険料はいずれも付加保険料を含めて納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間直前の昭和38年12月に会社を退職した後に自身で国民年金の再加入手続をした記憶は無く、当該期間の再加入手続をしたとする母親から当時の加入状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人が所持する42年9月に発行された国民年金手帳の資格得喪欄には、36年6月12日に資格を喪失し、当該期間後の42年9月4日に資格を取得した記載があり、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付し、55年7月から同年9月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から47年4月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から47年4月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が20歳になった昭和45年*月から婚姻をした50年12月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金受付処理簿によれば、昭和50年5月に払い出されていることが確認できる上、当該払出し時点は第2回特例納付の実施期間であることから、申立期間①及び②の国民年金保険料は、特例納付により納付することが可能である。また、オンライン記録によれば、申立期間①及び②に挟まれた47年5月から同年12月までの期間の保険料は、平成12年11月7日に未納から納付済みに記録が追加訂正されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、納付済みに追加訂正された当該期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出し時点からみると時効により過年度納付することができないことから、第2回特例納付により納付されたものと推認できる。

また、申立人は、前述の手帳記号番号が払い出された昭和50年5月時点においては満24歳であるため、前述の47年5月から同年12月までの期間の保険料を特例納付したとすれば、年金受給資格期間を満たすためではなく年金額の増額のためであったものと考えられる。その上、第2回特例納付により納付された保険料は、国民年金法附則(昭和48年9月26日法律第92号)第18条第3項により、先に経過した月の分から順次に納付が行われる旨が定められている。これらのことから、申立期間①及び②の保険料を含めて特例納付が行われたものと推認できる。

さらに、申立人が所持している年金手帳には、申立人の生年月日が本来の生年月日より 10 日遅く誤記されており、また、オンライン記録によれば、前述の追加訂正が行われた平成 12 年 11 月 7 日時点において、申立人の資格取得日も本来の誕生日に合わせ申立人が 20 歳の誕生日の前日に修正が行われていることが確認できる。これらのことから、行政側の申立人に係る記録管理に不備があったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間において、保険料の未納はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月1日から36年12月16日まで
② 昭和39年1月10日から46年9月1日まで

平成20年11月に、年金相談に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和46年9月1日の前後の各5年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす16名のうち、脱退手当金の受給記録がある者は申立人を含め2名と少なく、また、連絡先が把握できた7名の者から当該事業所における当時の脱退手当金の受給状況等について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことができず、そのうち1名は「会社は脱退手当金の説明を行っていなかったし、その請求手続もしていなかったと思う。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①の前にある最初に勤務した事業所及び次に勤務した事業所を含む2回の被保険者期間と、申立期間①と②の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、申立期間①と同一事業所である最初に勤務した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間と未請求となっている申立期間①と②の間にある被保険者期間につ

いては、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から26年7月1日まで
② 昭和31年8月13日から33年9月1日まで
③ 昭和33年9月1日から34年9月10日まで
④ 昭和34年9月11日から35年6月16日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和36年12月2日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を支給する場合、被保険者記号番号について重複整理の処理を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び④と申立期間②及び③とは、それぞれ異なる被保険者記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われておらず、申立人の厚生年金保険に係る記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和36年12月2日に支給決定されているが、その約4か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 38 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給明細書（賞与 平成 17 年 7 月分）及び回答書から、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、事業主は平成 17 年 9 月 20 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、A社から提出された上記給与支給明細書及び回答書によると、同年 8 月 31 日に賞与を支給していることが確認できることから、同日を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、38 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和23年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月30日から23年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった従業員名簿及び雇用保険制度発足時からの加入記録から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（同社から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、上記従業員名簿には、申立人が昭和22年6月30日にA社から同社C支店へ異動したことが確認できる。しかし、オンライン記録によると、同社同支店は23年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

これらのことから、申立人に係る申立期間については、異動前のA社において被保険者資格を有していたと考えるのが相当であることから、申立人の同社における資格喪失日は昭和23年2月1日であることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
A 社に勤務した申立期間の標準報酬月額は、実際には 50 万円であったにもかかわらず 9 万 2,000 円と記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初 50 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 10 月 31 日より後の同年 11 月 7 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年2月28日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と相違するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月28日より後の同年3月6日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できる。しかし、同社の他の取締役は、社会保険の手続についてはほとんど事業主が行っていたと思われる旨供述しており、また、経理担当者は、申立人は専務であり、社員全員の監督を行っていたが、社会保険の手続は社会保険労務士が行っていた旨供述していることから、申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和53年7月から同年11月までは16万円、同年12月から54年3月までは17万円、同年4月から同年6月までは19万円、55年4月から同年9月までは20万円、57年4月から同年8月までは26万円、同年9月から58年3月までは28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年12月から59年3月までは32万円、同年4月から同年6月までは34万円、60年4月から同年9月までは36万円、61年4月から同年9月までは38万円、62年4月は41万円、同年5月から同年7月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和27年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和52年7月1日から62年8月1日まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち昭和53年8月、同年10月、同年12月から54年3月まで、同年5月、同年6月、55年5月、同年6月、同年8月、57年4月から58年7月まで、同年12月から59年6月まで、60年4月から同年9月まで、61年4月から同年9月まで及び62年4月から同年7月までの標準報酬月額については、給料支払明細書及び給与明細書において確認できる保険料控除額から、53年8月及び同年10月は16万円、同年12月から54年3月まで

は17万円、同年5月及び同年6月は19万円、55年5月、同年6月及び同年8月は20万円、57年4月から同年8月までは26万円、同年9月から58年3月までは28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年12月から59年3月までは32万円、同年4月から同年6月までは34万円、60年4月から同年9月までは36万円、61年4月から同年9月までは38万円、62年4月は41万円、同年5月から同年7月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち昭和53年7月、同年9月、同年11月、54年4月、55年4月、同年7月及び同年9月の標準報酬月額については、申立人は保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、A社の総務担当者は、「申立期間に係る保険料控除等について資料が保存されていないため不明であるが、社会保険の事務手続についての知識不足による不手際があったものと推察される。」旨供述しており、申立人から提出のあった当該期間の前後の期間における給与明細書等により同程度の給与の支払を受けていたものと推認でき、当該期間についても同様の保険料が控除されていたと認められることから、53年7月、同年9月、同年11月は16万円、54年4月は19万円、55年4月、同年7月、同年9月は20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和54年7月から55年2月まで、同年10月、56年7月、57年3月、58年8月から同年11月まで、59年7月から60年3月まで、同年10月から61年3月まで及び同年10月から62年3月までの標準報酬月額について、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち昭和52年7月から53年6月までの標準報酬月額について、給料支払明細書等が無く保険料控除について確認できない上、当該期間より後の申立人の給料支払明細書等において確認できる保険料控除額及び報酬月額から当該期間の保険料控除額を推認することが困難である。

さらに、申立期間のうち昭和55年3月、同年11月から56年6月まで及び同年8月から57年2月までの標準報酬月額について、給料支払明細書等が無く保険料控除について確認できないところ、申立人から提出のあった給与明細書等によると、当該期間の前後の期間において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除をうかがうことはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 8 月 1 日より後の同年 8 月 28 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人は、「A社では調理担当で勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と供述しており、同社に係る平成 12 年度滞納処分票によると、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していることが確認できる。また、申立人は、「代表者印の管理は義父が行っており、同社の事務は義父の権限で行われていた。」と供述していることから、申立人は、同社の社会保険事務に関する権限を有していないと判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 26 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、26 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 24 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「賞与明細書」及びA法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 25 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「賞与明細書」及びA 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、25 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 30 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「賞与明細書」及びA法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、30 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 27 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「賞与明細書」及びA法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、27 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 27 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、27 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 24 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、24 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 25 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「賞与明細書」及びA法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、25 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月29日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の親会社であるB社に転勤を命じられたが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成元年1月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、申立人の同社における被保険者資格喪失日は同日となっていることから、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録によると、A社における離職日は、平成元年1月31日となっており、申立人は、申立期間も同社で勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社及びB社両社において同一の事業主は、「申立人に対して平成元年2月1日からB社へ転勤するように命じたことは間違いない。また、同年1月分の給料から厚生年金保険料を控除していた。」と供述していることから、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（平成元年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和63年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、上記のとおり、A社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間に同社は法人事業所であったことが

確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の関連会社であるB社に転勤を命じられたが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本及び事業所別被保険者名簿並びにB社の現在の事業主の回答から、A社とB社は関連会社であったことが確認できる。

また、A社の取締役は、「申立人が退職したという扱いはあり得ない。転勤時の給与の取扱いは継続していると思うので、申立人の場合は事務的なミスではないか。」と供述している。

さらに、A社の2名の従業員は、「申立人が昭和60年1月31日まで同社に勤務し、同年2月1日にB社に転勤したことを記憶している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和60年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年12月の事業所別被保険者名簿の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和60年1月31日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤

って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成13年9月及び同年12月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和57年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成13年4月1日から14年1月16日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。勤務した一部期間の給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年9月及び同年12月の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料支払明細書において確認できる報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年4月、同年5月、同年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料支払明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は高いことが確認で

きるが、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 13 年 6 月から同年 8 月までについては、申立人は給料支払明細書等を保有しておらず、また、A 社も給与額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、38万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年10月1日まで
A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。申立期間は関連会社に出向していたが、給与は出向前よりも高かったと記憶しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年4月から同年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたが、申立人が被保険者資格を喪失した10年10月1日より後の17年12月6日付けで34万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、B社から提出された平成9年分給与所得の源泉徴収票に記載されている支払金額及び社会保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額である38万円とほぼ符合している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、申立人が被保険者資格を喪失した後の平成17年12月6日付けで、遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行うことに合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成9年12月から10年9月までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、当該額

が、オンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

B社は、保険料は翌月控除であると回答しており、同社から提出された平成10年分賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、9年12月から10年7月までは36万円、同年8月及び同年9月は44万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成9年10月及び同年11月について、B社から提出された平成9年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額を基に算出した標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額である36万円とほぼ符合している。

さらに、申立期間のうち、平成9年10月から10年9月までの期間における定時決定（9年10月）及び随時改定（10年8月）については、社会保険事務所による不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和 55 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社B工場への異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の関連会社であるC社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和 55 年 7 月 1 日に同社本社から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 55 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を昭和 55 年 6 月 30 日として届け出たことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A医院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA医院から提出された平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、47万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該
期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成9年1月から
同年3月までは24万円、同年4月から13年6月までは26万円、同年7月は44万円、
同年8月は30万円、同年9月は44万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12
月は41万円、14年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円に訂正す
ることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標
準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行して
いないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月1日から5年10月31日まで
② 平成9年1月20日から14年4月7日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険
の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額及び控除されていた保険料額に見合
う標準報酬月額よりも低く記録されている。申立期間②については給料明細書を提出
するので、申立期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間①の厚生年金保険の標準
報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事
業所でなくなった日（平成5年10月31日）より後の平成5年11月30日付けで、遡
って12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、平成5年11月30日付けでA社における申立人を
含む5人の標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は当該期間及び上記減額訂正処

理日において取締役であったことが確認できるところ、同社の元取締役は、申立人はドライバーであり社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、申立人の保管する給料明細書及びB社の事業主の保管する賃金台帳により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給料明細書及び賃金台帳で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成9年1月から同年3月までは24万円、同年4月から13年6月までは26万円、同年7月は44万円、同年8月は30万円、同年9月は44万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は41万円、14年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の給料明細書及び賃金台帳において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給料明細書及び賃金台帳において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険の資格取得日は昭和19年10月20日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、昭和19年10月から20年3月までの標準報酬月額については、55円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年10月頃から20年4月1日まで
② 昭和21年4月1日から22年12月まで

A社が所有する船舶（B船又はC船）にD職見習又はD職として勤務した期間のうち、申立期間の船員保険の加入記録が無い。船員手帳は保有していないが、間違いなく勤務していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の供述及び申立人が記憶する船長の船員保険の記録から、申立人が、申立期間①において、C船に乗船していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人は昭和20年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、21年4月1日に被保険者資格を喪失したと記録されているところ、申立人のA社に係る船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿には、申立人に係る資格取得日の記録は確認できない。

このことについて、日本年金機構は、申立人に係る被保険者記録の管理に不備があったとしている。

また、A社が所有するC船に係る船員保険被保険者名簿によると、上記の船長は、昭和19年10月20日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る被保険者資格取得日は、上記船長に係る船員保険被保険者名簿の記録から、昭和19年10月20日であると認められる。

なお、昭和19年10月から20年3月までの標準報酬月額については、A社に係る

船員保険被保険者台帳の記録から、55 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A社は、昭和 23 年 12 月*日に解散しており、同社の代表取締役及び取締役は連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の勤務実態及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚としてE職長及び船員の姓を記憶しているが、これらの者の連絡先は不明であることから、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間②及びその前の期間に被保険者資格を取得している従業員で連絡先の判明した 16 人に照会したが、回答のあった 4 人はいずれも申立人が勤務していたとする船舶には勤務していないとしていることから、これらの者から、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格喪失日（昭和 21 年 4 月 1 日）は、船員保険被保険者台帳における被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑦のうち、平成5年9月16日から同年10月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月16日、資格喪失日に係る記録を同年10月16日とし、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から44年10月まで
② 昭和39年1月から44年10月まで
③ 昭和40年から42年頃まで
④ 昭和43年11月10日から44年5月頃まで
⑤ 昭和61年12月頃から62年6月頃まで
⑥ 平成2年1月16日から3年6月21日まで
⑦ 平成5年9月頃から6年8月頃まで

B社に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②、D社に勤務した申立期間③、E社に勤務した申立期間④、F社に勤務した申立期間⑤、G社に勤務した期間のうちの申立期間⑥及びA社に勤務した申立期間⑦の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦のうち、平成5年9月16日から同年10月16日までの期間について、申立人が提出した給料支払明細書から、申立人は、同年9月16日から同年10月15日までA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者の妻は照会に対する返答が無いため、当時の事情について確認することができないが、事業主から申

立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑦のうち、平成5年10月16日から6年8月頃までの期間については、複数の従業員の供述から、申立人のA社における勤務期間を特定することができない。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者の妻は照会に対する返答が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間①については、申立人が記憶する同僚は、「申立人とB社で一緒に勤務した記憶は無い。」旨供述し、同社の元代表者の妻及び複数の従業員は、申立人を知らないとしていることから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、B社が昭和43年4月1日から加入したH厚生年金基金によると、申立人の同社における加入員記録は確認できないとしている。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間①当時、健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②については、申立人が記憶している当時の事情を知る者の所在を特定することができず、C社は適用事業所ではなくなっている上、元代表者及び複数の従業員は、いずれも照会に対する返答が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、C社が昭和43年4月1日から加入したH厚生年金基金によると、申立人の同社における加入員記録は確認できないとしている。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間②当時、厚生年金整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間③については、申立人が提出した母親からの手紙及びD社に勤務した複数の従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人の記憶する同僚の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、上記被保険者原票の健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、D社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間④については、E社が加入していたH厚生年金基金の回答によると、

申立人の同社に係る加入員記録は、昭和 43 年 11 月 1 日から同年 11 月 10 日までとなっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、E社に勤務した複数の従業員は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

なお、E社の元代表者から照会に対する返答が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間⑤については、F社の回答から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、F社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、F社は、「当社は厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。」旨回答しており、同社の代表者は、申立期間⑤当時、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、F社で勤務した同僚を記憶しておらず、同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間⑥については、雇用保険の加入記録によると、申立人のG社における被保険者記録は、平成2年1月16日から3年6月20日までであり、申立期間⑥の勤務を確認することができる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、G社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が提出した賞与支払明細書によると、雇用保険料の控除は確認できるが、健康保険の特別保険料が控除されていないことから判断すると、申立期間⑥当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

なお、G社の元代表者は既に死亡しており、申立人が提出した同社発行の労働条件に係る文書には社会保険に係る記載が無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑥まで及び申立期間⑦のうち、平成5年10月16日から6年8月頃までの期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和63年5月1日から同年10月1日までの期間及び平成元年5月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和63年5月から同年9月までは41万円、平成元年5月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から平成3年1月まで
② 平成13年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無い。当該期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和63年6月及び平成元年6月の標準報酬月額については、A社から提出された給料台帳において確認できる保険料控除額から、昭和63年6月は41万円、平成元年6月は44万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和 63 年 5 月、同年 7 月から同年 9 月まで、平成元年 5 月及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持しておらず、また、A社は当該期間に係る給料台帳を保管していないものの、同社が提出した昭和 63 年及び平成元年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、昭和 63 年 5 月から同年 7 月まで及び平成元年 5 月から同年 7 月までの報酬月額は、上記給料台帳で確認できる報酬月額とれ同額（昭和 63 年 5 月から同年 7 月までは 42 万円、平成元年 5 月から同年 7 月までは 45 万円）であることが確認できる。さらに、当該決定通知書、給料台帳及びオンライン記録から、昭和 63 年 8 月及び同年 9 月並びに平成元年 8 月及び同年 9 月においても、それぞれ 42 万円、45 万円の報酬月額が支給されていたことが推認できる。加えて、上記給料台帳から判断すると、同社は、当該期間においては、報酬月額に基づく保険料を控除していたことが認められることから、昭和 63 年 5 月及び同年 7 月から同年 9 月までは 41 万円、平成元年 5 月及び同年 7 月から同年 9 月までは 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書における昭和 62 年 10 月の標準報酬月額は 38 万円、63 年 10 月の標準報酬月額は 41 万円となっていることから、事業主は、給料台帳で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成 2 年 7 月については、給料台帳で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間①のうち、昭和 58 年 10 月から 63 年 4 月まで、同年 10 月から平成元年 4 月まで、同年 10 月から 2 年 6 月まで及び同年 8 月から 3 年 1 月までの期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、また、A社も当該期間に係る給料台帳を所持していないことから、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

なお、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、昭和 58 年から 62 年までの期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①のうち、昭和 58 年 10 月から 63 年 4 月まで、同年 10 月から平成元年 4 月まで、同年 10 月から 3 年 1 月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当

該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人が提出した当時のメモから判断すると、申立人が、B社に平成13年7月31日まで継続して勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社から提出された雇用保険の離職票、同社作成の被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は平成13年7月30日に退職した旨記載されていることが確認できる。

また、B社から提出された申立人の入社年及び退社年に係る源泉徴収簿兼賃金台帳及び同社の社会保険事務を担当している社会保険労務士の供述から、同社は申立期間②に係る保険料を申立人の給与から控除していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成 21 年 5 月 1 日、資格喪失日は同年 6 月 1 日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間については、標準報酬月額決定の基礎となる平成 21 年 5 月において、申立人は標準報酬月額 14 万 2,000 円に相当する報酬月額を事業主により支払われていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
A社に在籍した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき、記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した給与明細書及びA社の回答から判断すると、申立人は申立期間について自宅待機のため同社に出勤していないものの、同社に在籍していたことが確認できる。

なお、雇用保険の加入記録によると、申立人はB社において、平成 21 年 5 月 31 日まで勤務していたことが確認できるが、同年 4 月にA社から申立人に通知された文書によ

ると、申立人は、同年5月1日付けでB社からA社に移籍した旨記載されていることが確認できる。

一方、上記給与明細書によると、申立人は、標準報酬月額決定の基礎となる平成21年5月において、14万2,560円の報酬額を支給されていたことが確認できるが、上記A社から通知された文書によると、同社における処遇及び雇用条件等は、B社と変更は無い旨記載されており、また、A社は、「申立期間中、申立人は自宅待機であったため、給与は休業手当としてB社の基本給の6割を支払った。」旨供述している。

そこで、休業手当を受給している者の資格取得時の標準報酬月額の決定について年金事務所に照会したところ、「資格取得時の標準報酬月額は、実際に支給された給与を基準に決定する。」旨回答している。

したがって、申立人のA社における資格取得日は平成21年5月1日、資格喪失日は同年6月1日であると認められ、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬額から、14万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日は昭和24年5月10日、資格喪失日は25年9月20日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年5月から同年8月までは6,000円、同年9月から25年8月までは8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D事業所における資格取得日に係る記録を昭和25年9月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC社E事業所における資格喪失日に係る記録を昭和30年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月10日から25年9月20日まで
② 昭和25年9月20日から26年3月8日まで
③ 昭和29年12月31日から30年1月1日まで

A社及びC社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間においても勤務しており、当時の履歴書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同姓同名、同一生年月日の厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者の資格取得日は昭和24年5月10日、資格喪失日の欄に日付の記載が無いものの「転勤」と記載された未統合の記録が確認できる。

また、申立人の子が提出した申立人の履歴書及び雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和22年4月から51年9月15日まで勤務していたことが確認できる上、C社から提出された社員名簿によると、申立人は、25年9月20日にA社B事業所からC社D事業所に異動したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿における申立人と同姓同名、同一生年月日の未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録と認められ、また、当該被保険者記録の資格喪失日については、上記社員名簿から、昭和25年9月20日とすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社B事業所に係る申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和24年5月から同年8月までは6,000円、同年9月から25年8月までは8,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、上記申立人の履歴書、雇用保険の加入記録及び社員名簿から判断すると、申立人はC社に継続して勤務し（昭和25年9月20日にA社B事業所からC社D事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る上記申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料の納付については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、上記申立人の履歴書、雇用保険の加入記録、社員名簿及びC社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和30年1月1日に同社E事業所から同社本社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社E事業所における昭和29年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料の納付については不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和30年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを29年12月31日と

誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）であると認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和49年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年9月1日から17年9月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低くなっている。給与明細を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細及びA社から提出された賃金台帳によると、申立人は申立期間において20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、A社の事務担当者は、「申立期間当時は社会保険事務所の窓口で賃金台帳を持参して算定基礎届を提出していた。当時の届け書の控えは残っていないが、賃金台帳では20万円の標準報酬月額に基づく保険料を控除していたので、賃金台帳どおりの届出をしたと思う。」旨供述している。

また、A社における資格取得日が平成16年5月1日である申立人に係る同年9月の標準報酬月額の決定の基礎となる同年5月及び同年6月の2か月の賃金を3で除した額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額である13万4,000円であることが確認できる。

さらに、年金事務所は、「通常、算定基礎届により標準報酬月額が大幅に変動する場合は、書類を確認し、必要に応じて月額変更届の提出の指導をしている。」旨供述しているものの、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡を確認することはできない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、賃金台帳どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、社会保険事務所が当該届出の記載内容を十分確認せずに標準報酬月額を決定したことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 17874

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 10 年 3 月 26 日まで
親族がA社について第三者委員会に申立てを行い、同委員会から照会があったことで、同社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっていることが分かった。当時の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、38 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 4 月 1 日より後の同年 5 月 8 日付けで、9 万 2, 000 円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書によると、上記遡及減額訂正前の 38 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記遡及減額訂正が行われた時期において、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の元役員及び複数の元従業員は、「社会保険事務は本社で行っていたが、申立人はB県C市にある工場で製材及び木材販売に従事していたため、社会保険事務に関与していなかった。」旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当初、26 万円と記録されていたところ、資格取得時に遡及して 15 万円に減額訂正され、資格を喪失するまで 15 万円となっている。雇用保険受給資格者証を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたところ、平成 13 年 11 月 5 日付けで、同年 5 月 1 日の資格取得時決定を取り消し 15 万円に訂正され、また、同年 11 月 5 日付けで同年 10 月 1 日の定時決定が記録された結果、同年 5 月から 14 年 2 月までの標準報酬月額が 15 万円となっていることが確認できる。

また、A社では、申立人と同様、平成 13 年 11 月 5 日付けで既に退職していた 3 名と在籍していた 4 名全員の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された雇用保険受給資格者証により、離職時賃金日額が 8,333 円と記載されていることから、A社を退職する前の 6 か月間（平成 13 年 9 月から 14 年 2 月まで）の平均給与月額が 25 万円であることが確認でき、申立人の給与が減額された事情はうかがえない。

加えて、A社の元事業主に申立期間当時の社会保険の滞納状況について照会したところ、回答は無いが、同社に係る厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書及び滞納処分票により、同社は、平成 13 年 7 月頃から、健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金を滞納していることが確認できる。

その上、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、同社の役員になっていないこ

とが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成13年11月5日付けで行われた申立人の標準報酬月額の遡及訂正及び同年10月1日の定時決定に係る処理は、事実を即したものと考えるのが難しく、当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成15年6月は13万4,000円、同年8月は14万2,000円、16年2月は13万4,000円、同年5月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月1日から17年9月1日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。給与一覧表を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表により、申立期間のうち、平成15年6月、同年8月、16年2月及び同年5月について、申立人が控除されていた厚生年金保険料又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記月別給与一覧表において確認できる報酬月額から、平成15年6月は13万4,000円、同年8月は14万2,000円、16年2月は13万4,000円、同年5月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年6月から15年5月まで、同年7月、同年9月から16年1月まで、同年3月、同年4月及び同年6月から17年8月までの期間については、上記月別給与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 12 月 15 日は 83 万円、17 年 7 月 15 日は 80 万円、18 年 7 月 15 日は 81 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日
② 平成 17 年 7 月 15 日
③ 平成 18 年 7 月 15 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は平成 22 年 9 月 22 日に年金事務所に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、平成 16 年 12 月 15 日、17 年 7 月 15 日及び 18 年 7 月 15 日に、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 12 月 15 日は 83 万円、17 年 7 月 15 日は 80 万円、18 年 7 月 15 日は 81 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 22 日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認で

きることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は平成 23 年 2 月 18 日に年金事務所に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理台帳により、申立人は、平成 19 年 7 月 31 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与管理台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B出張所における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和36年4月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年1月1日から同年4月1日まで

A社B出張所に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社員手帳のとおり同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員手帳、A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において同社B出張所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(以下「全喪日」という。)は昭和36年1月1日と記録されており、同社同出張所に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人を含む従業員10人の被保険者記録を確認したところ、10人全員が、全喪日に資格喪失している。

しかしながら、オンライン記録によると、上記の従業員10人のうち5人は、A社B出張所において被保険者記録が継続している。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社同出張所の全喪日の後の昭和36年2月1日に資格喪失されている者が6人、同年3月1日に資格喪失されている者が一人確認でき、さらに、申立人の資格喪失日は空欄となっている。

加えて、A社B出張所の全喪日は、オンライン記録には記録されていない。

これらを総合的に判断すると、A社B出張所に係る全喪日の記録が妥当なものとは認められず、当該全喪日をもって申立人の資格喪失日とされたことがうかがえることから、社会保険事務所（当時）の年金記録の管理が適切であったとは考え難く、申立人の同社同出張所における資格喪失日は、上記人事記録において同社同出張所から同社C支店への転勤日と確認できる昭和36年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B出張所における昭和35年12月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から同年 6 月 23 日まで
A 社の取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、20 万円と記録されていたものが、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 6 月 23 日より後の同年 6 月 24 日付けで、遡って 19 万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

また、A 社の経理事務を受託していた税理士から提出された平成 10 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人は、申立期間において当該訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主は、申立人は経理を担当していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続は自身が行ったとしており、申立人も、店番をしながら仕入帳等の帳簿をつけていたが、当該手続には行っていないと思うとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成17年6月16日、資格喪失日は同年11月14日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月16日から同年11月14日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料控除額が明記されている平成17年7月分から同年11月分までの給与支給明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の委託先である社会保険労務士事務所が保管している雇用契約書、「平成17年分賃金台帳〈勤怠項目・賞与等・年末調整項目〉」、雇用保険の記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたA社発行の給与支給明細書及び上記社会保険労務士事務所が保管している平成17年分賃金台帳において、同年7月分から同年11月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、当初、平成17年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていたが、事業実態が確認できないことを理由に、18年3月17日付けで職権により遡及して適用の取消処理が行われていることが確認できる。また、申立人について、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は17年6月16日、資格喪失日は同年11月14日と記録されていたところ、18年3月2日付けで遡及して被保険者資格の取得及び喪失に係る記録が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、上記雇用契約書により申立人とA社が雇用契約を締結していることが確認でき、賃金台帳により申立期間の給与の支給及び厚生年金保険料等の控除が確認で

きること等から、同社に事業実態が無かったとは考え難い。

また、A社に係る滞納処分票において、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

なお、A社において、申立人と同様に被保険者資格が同日付けで取消処理されている被保険者は130人に及んでいるにもかかわらず、社会保険事務所（当時）では、上記取消処理に当たって、申立人を含む従業員に係る厚生年金保険の被保険者記録の確保を図るための適切な指導を行っていない。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと判断されるどころ、社会保険事務所が事業実態が無かったとして遡及して適用の取消処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人のA社における被保険者記録について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、資格取得日は平成17年6月16日、資格喪失日は同年11月14日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記取消処理前のオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和49年1月及び同年2月は9万2,000円、同年3月から同年5月までは8万6,000円、同年6月は9万2,000円、同年7月から同年9月までは9万8,000円、同年10月及び同年11月は10万4,000円、同年12月及び50年1月は11万円、同年2月は11万8,000円、同年3月及び同年4月は11万円、同年5月は11万8,000円、同年6月は12万6,000円、同年7月は13万4,000円、同年12月及び51年1月は13万4,000円、同年2月は15万円、同年3月から同年5月までは14万2,000円、同年6月から同年10月までは15万円、同年12月及び52年1月は16万円、同年2月は17万円、同年3月から同年5月までは16万円、同年6月から同年9月までは17万円、同年12月及び53年1月は18万円、同年2月は19万円、同年3月から同年5月までは18万円、同年6月から同年9月までは19万円、同年12月及び54年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までは20万円、同年6月から同年9月までは22万円、58年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月から同年9月までは28万円、60年10月から61年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月1日から54年10月1日まで
② 昭和58年1月1日から同年10月1日まで
③ 昭和60年10月1日から61年10月1日まで
④ 平成15年7月15日

A社に勤務した申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間④の標準賞与額の記録が無い。申立期間の給料支払明細書及び賞与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和49年1月分から54年12月分まで、58年1月分から同年12月分まで及び60年10月分から61年12月分までの給料支払明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①、②及び③のうち、49年1月及び同年2月は9万2,000円、同年3月から同年5月までは8万6,000円、同年6月は9万2,000円、同年7月から同年9月までは9万8,000円、同年10月及び同年11月は10万4,000円、同年12月及び50年1月は11万円、同年2月は11万8,000円、同年3月及び同年4月は11万円、同年5月は11万8,000円、同年6月は12万6,000円、同年7月は13万4,000円、同年12月及び51年1月は13万4,000円、同年2月は15万円、同年3月から同年5月までは14万2,000円、同年6月から同年10月までは15万円、同年12月及び52年1月は16万円、同年2月は17万円、同年3月から同年5月までは16万円、同年6月から同年9月までは17万円、同年12月及び53年1月は18万円、同年2月は19万円、同年3月から同年5月までは18万円、同年6月から同年9月までは19万円、同年12月及び54年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までは20万円、同年6月から同年9月までは22万円、58年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月から同年9月までは28万円、60年10月から61年9月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料は既に無く確認できないとしながらも、届出の誤りと考えている旨回答していることから、事業主は、上記給料支払明細書等で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人から提出のあった賞与支給明細書により、申立人は当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定

し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料は既に無く確認できないが、届出の誤りと考えている旨回答していることから、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所に行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和50年8月から同年11月まで、51年11月、52年10月、同年11月、53年10月及び同年11月については、申立人から提出された上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年1月から同年9月までは59万円、同年10月から9年9月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から9年10月30日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が30万円と記録されている。実際の給与額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から同年9月までは59万円、同年10月から9年9月までは56万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月30日の後の同年11月19日付けで、遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は当該減額訂正処理日である平成9年11月19日において、取締役であったことが確認できるが、同社の従業員は、「総務関係の業務は事業主の息子が責任者だった。申立人は営業部長で、社会保険の届出事務に関与していなかった。」旨供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年1月から同年9月までは59万円、同年10月から9年9月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和42年3月21日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月1日から41年8月1日まで
② 昭和41年12月27日から42年3月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和41年12月27日の後の42年4月13日の受付で、遡って41年12月27日と記録されていることが確認でき、申立人以外の従業員についても、同様の処理がなされていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人に係る資格喪失届が受け付けられた昭和42年4月13日においても法人事業所であったことが確認できることから、41年12月27日以降も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められ、社会保険事務所（当時）が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、「自分は、A社において経理及び社会保険事務等を担当し、厚生年金保険の届出、保険料の納付を行っていたが、昭和42年3月20日に資格喪失届を提出し、同社を退職した。」旨供述しているところ、オンライン記録及び雇用保険の記録に

よると、他社において同年3月21日から勤務していたことが認められることから、申立人に係る当該資格喪失の届出が受理された同年4月13日付けで、申立人が当該届出を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、「A社を退職する際の経営状況は資金繰りが厳しかった。」と供述しているところ、同社事業主の長女によると、昭和40年から42年にかけて同社の営業は不振になった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、昭和41年12月27日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、雇用保険の記録及び上記申立人の供述から、42年3月21日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年11月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散し、当時の事業主の長女の供述によると、事業主夫妻は死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和40年11月1日と記録され、同社における被保険者資格の再取得日は41年8月1日であり、その処理日は同年8月13日と記録されているほか、記録の訂正や取消し等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 32 年7月1日、資格喪失日は 33 年1月6日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年5月から 33 年1月6日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 32 年7月1日と記録されているが、資格喪失日の記録が無く、申立人の基礎年金番号に未統合となっている。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和 32 年7月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、B年金機構C事務センターは、「A社の被保険者名簿について理由は不明であるが、その存在が確認できない。」旨回答しており、社会保険事務所（当時）における申立人及び同社に係る年金記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

一方、A社において申立人と同時期に勤務した元同僚による「申立人は、私より少し早く入社し、同社が倒産した同年1月頃までは一緒に勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が主張する昭和 33 年1月5日までは勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 32 年7月1日、資格喪失日は 33 年1月6日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1万円とすることが

妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和 32 年 5 月から同年 7 月 1 日までの期間については、A 社は、33 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の所在も不明であることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A 社におけるオンライン記録から、複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

なお、A 社における申立人の雇用保険の加入記録は、確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和30年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月20日から同年2月1日まで

A社に勤務した申立期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本店から同社B支店開設準備委員を命じられ異動はしたが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間以前にA社に入社し、同社B支店開設時に申立人と一緒に在籍した複数の従業員の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録では、申立人と同様にA社B支店開設時に同社他支店から異動となった従業員20人についても未加入期間が確認できることから、当該複数の従業員に照会したところ、回答のあった4人は、「未加入期間も継続してB支店で勤務をしていた。」旨供述しており、そのうち経理を担当していた一人は、「給料は本社で計算し、B支店において支払われていた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、A社本店において昭和30年1月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B支店において同年2月1日に資格を取得しているところ、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社同支店は同年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同社は同支店開設時に申立人に

係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る事務手続を誤ったと考えられることから、同日まで異動前の同社本店において被保険者資格を有していたと考えるのが相当である。このため、申立人の同社本店における資格喪失日は同年2月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和29年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事実を確認できる資料は保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 2 月 28 日まで

A社に勤務した期間全ての厚生年金保険の標準報酬月額が、以前の標準報酬月額と比べて低くなっている。給与は以前よりも多く受け取っていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、32 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 2 月 28 日）の後の平成 6 年 3 月 4 日付けで、5 年 10 月に遡って 8 万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほかに、同社において被保険者記録が確認できる 13 人についても、同日付けで同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「A社で営業職に従事していた。」旨供述しているところ、同社において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は営業職であった。」と供述しており、また、同社に係る商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことは確認できない。

また、上記同僚は、「平成 5 年 12 月頃から給与が支給されない状態で、従業員が次々と辞めていき、その後、退職した従業員から、毎日のように給与の支払を求める内容証明郵便が届いていた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人がA社に昭和46年3月1日から53年10月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A社の複数の元経理担当者等は、同社では給与の締日は月の末日、支給日は当月25日、保険料は当月控除であったとしており、また、従業員が退職する際に、退職月の厚生年金保険料の控除を希望するか否かの選択をさせることはなく、退職月の保険料を控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月31日まではA社に勤務し、同年4月1日からはB社に勤務したと供述しているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、4年6月5日から5年7月1日まで同社の取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成5年4月1日からB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、A社の元総務担当取締役は、申立人が申立期間も同社に勤務していたと思うと供述している。

一方、オンライン記録によると、A社は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年4月7日付けで、申立人を含む13人について、同年3月31日を資格喪失日として処理されていることが確認できる。

また、上記元総務担当取締役は、平成4年から5年頃にA社は社会保険料を滞納しており、当時の事業主の指示で社会保険事務所（当時）に出向き、滞納保険料の減額に係る届出を行ったと供述していることから、申立人が当該喪失処理に関与していたとは考え難い。

さらに、申立人と同様に平成5年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の従業員は、雇用保険の離職日が同日よりも数か月後となっている上、商業登記簿謄本から、申立期間当時に法人事業所であったことが確認できることから、申立期間において、A社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。したがって、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した日である同年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における平成5年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月31日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時は戦争のためB国に抑留中であつたが、在籍していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録を現在保管しているC社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D県から提出された申立人に係る軍歴に関する証明書によると、申立人は、昭和19年10月に出征し、その後B国に抑留され、23年7月に復員したことが確認できるが、上記人事記録では、出征中においてもA社に在籍しており、かつ、申立期間以外は同社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和22年5月1日に「転勤」により被保険者資格を喪失後、23年6月1日に被保険者資格を再取得するまで、空白期間があることが確認できるものの、当該空白期間は上記のとおりA社に在籍していた期間であり、雇用形態等に変更があつた特別な事情はうかがえない。

加えて、A社の複数の従業員は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和 23 年6月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 62 年 9 月まで
私の母は、私が学校を卒業して勤め始めた昭和 58 年頃に私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、保険料の納付時期、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行った時期は昭和 58 年頃であるとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年 1 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間直後の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料は平成元年 11 月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間の全てが時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年9月まで
私は、留学して帰国した後、市役所で国民年金の加入手続を行った際、未納分の国民年金保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年1月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 5 月まで

私が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和 58 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 6 日に資格を喪失したと記載されているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年 8 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、年金手帳の国民年金の記録欄に記載された資格取得及び資格喪失年月日は、被保険者となる期間を示すものであり、保険料を納付した期間を示すものではないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年3月まで

私は、夫の両親が経営する事業所の経理担当者に勧められて、20歳になった昭和42年*月に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和50年11月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち48年3月までの期間の保険料は当時実施されていた第2回特例納付により、48年10月から49年3月までの期間の保険料は過年度納付によりそれぞれ納付することが可能であったが、申立人には特例納付を含め遡って保険料を納付した記憶が無いこと、上記払出時点では、48年4月から同年9月までの期間は第2回特例納付の納付対象期間ではないことに加え、時効により保険料を過年度納付することもできない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

私の父親は、私と兄の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の兄の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の申立期間直後の平成7年6月から9年3月までの保険料は9年7月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立人と兄の二人の保険料を父親と一緒に納付してくれたと説明しているが、申立期間直前の期間は、兄が納付済みと記録されているのに対し、申立人は申請免除期間であるなど、兄弟二人の納付記録は相違しているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から57年1月まで
私は、昭和56年3月に会社を退職し転居した際に、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を区役所で行った。国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を区出張所で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和56年3月に退職した会社で受領した年金手帳を持参し国民年金の加入手続を行い、区出張所で保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の59年2月に払い出されており、申立期間はオンライン記録では未加入期間と記録されていることから、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時に別の年金手帳を所持していたかどうか記憶が定かではなく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月及び同年 9 月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和 63 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険に再加入するまでの期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 63 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 2 年 6 月から同年 7 月頃までに払い出されており、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無く、申立期間の保険料の納付額及び納付場所に関する記憶も曖昧である。

また、申立期間は、平成 5 年 3 月 16 日に国民年金の加入期間として記録追加された期間であることがオンライン記録で確認でき、当該記録が整備された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から平成5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 5 年 6 月まで
私は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、平成 5 年 7 月から 6 年 3 月までの免除期間を除き、申立期間である第 3 号被保険者期間も含め国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立人及びその夫は、申立人の第 3 号被保険者の届出及び第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への資格種別変更手続を行った記憶は無いと説明しているが、昭和 61 年 4 月からの第 3 号被保険者の届出は同年 4 月 23 日に処理され、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更は平成 5 年 11 月 15 日に処理されたことがオンライン記録で確認でき、申立期間は第 3 号被保険者期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から50年9月まで

私は、国民年金に加入する際に国民年金保険料を遡って納付できると説明を受け、未納の保険料を一括で納付した。また、申立期間中の厚生年金保険の被保険者となっている期間については、最近になり記録が見つかった期間であり、自分でも厚生年金保険に加入していたとは思っていなかったため、その期間の保険料も一緒に遡って納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は一括で納付したとする保険料の納付額、納付方法及び保険料を遡って納付した時期に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年12月に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金に加入する際に保険料を遡って納付できると説明を受けたとしているが、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和52年12月は、特例納付の実施時期ではなく、申立人は当該払出時点で過年度納付することが可能な期間の保険料を遡って納付しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月

私は、退職した平成 12 年 9 月に国民年金への加入手続をしたときに、昭和 60 年 12 月分の国民年金保険料が未納であることを指摘され、その場で 1 か月分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は遡って納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に平成 9 年 1 月に付番されており、申立人が国民年金の加入手続をしたとする、当該基礎年金番号で国民年金第 1 号被保険者資格を取得した 12 年 9 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び52年2月から53年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和52年2月から53年12月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年1月19日に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①及び申立期間②のうち53年9月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間であるほか、申立人は、父親から保険料を遡って納付したと聞いたこともなく、別の国民年金手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から平成 2 年 4 月まで
私は、昭和 60 年 4 月頃に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料について毎月納付していたと説明しているが、申立期間は 60 か月で毎月納付に切り替った昭和 61 年 10 月から平成 2 年 4 月までの期間の保険料を現年度納付していた場合、納付回数は 43 回に及び、住所変更や氏名変更が無い状況で、同一区内においてこれだけの回数の事務処理誤りが起こることも考えにくいこと、4 年 4 月に申立人に対して過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点で、申立期間の終期の保険料は未納であったと考えられるが、申立人は保険料を遡って納付したとは説明していないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から61年9月までの期間及び平成11年4月から13年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年9月から61年9月まで
② 平成11年4月から13年2月まで

私は、社会保険事務所（当時）から再三にわたり納付勧奨を受け、平成の初め頃に約180万円の国民年金保険料を一括納付した。現在納付済みと記録されている期間の保険料の合計額は約150万円であり、私が納付した保険料額との間には約30万円の差額がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成の初め頃に申立期間①以降の保険料として約180万円を一括で納付したと説明しているが、申立人は、昭和61年10月から63年12月までの期間の保険料を同年12月に納付していること、平成元年度から4年度までの期間については毎年度2回に分けて保険料を納付していること、5年度から8年度までの期間については毎年度一括でそれぞれの保険料を納付していること、及び9年度及び10年度の保険料を11年12月に追納していることがオンライン記録でそれぞれ確認できる。

また、申立人が保険料を納付したとする平成の初め頃時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができないこと、申立期間②は平成改元後10年以上経過した時期であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、当委員会での口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月までの期間及び 58 年 8 月から 60 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 58 年 8 月
③ 昭和 58 年 9 月から 60 年 10 月まで

私は、20 歳になる前から母親に国民年金保険料の納付はきちんと行うように言われており、20 歳のときに自分で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間②が国民年金に未加入で、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続きの場所、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 2 年 10 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持したことはないと説明しており、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 11 月までの期間及び 57 年 3 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から 52 年 11 月まで
② 昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 7 月頃、両親に勧められて自分で国民年金の任意加入手続を市役所の出張所で行い、申立期間①の国民年金保険料を付加保険料も含めて金融機関等で納付していた。申立期間②については、夫が夫婦二人の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が所持する年金手帳により、当該期間当初の昭和 51 年 7 月 13 日に任意加入するとともに、付加保険料納付の申出を行っていることは確認できるものの、申立人は、保険料の納付額、納付頻度及び付加保険料に関する記憶が曖昧であり、任意加入してから 17 か月後の 52 年 2 月 5 日には資格喪失手続を行っており、資格喪失の手続を行った理由について、「保険料の納付が大変だったため。」と説明している。また、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間中の 52 年 9 月 30 日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該納付書は昭和 51 年度の保険料に未納があったために発行されたものと推察されるが、申立人は、過年度納付書が送付されてきた記憶や当該納付書で保険料を納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立期間②については、申立人及びその夫は国民年金の加入手続の時期、手続者及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、夫が所持する年金手帳の住所欄には、当該期間当初に夫婦が居住していた市の住所が記載されているものの、申立人が所持する年金手帳の住所欄には、当該住所が記載されておらず、昭和 59 年に転居した先の区

の住所から記載されていることから、申立人は当該期間当初において国民年金の住所変更手続きを行っておらず、夫婦二人分の保険料を一緒に納付することはできなかったものと推察されるほか、申立人は、当該期間より後に、市役所で保険料の未納分として 12 万円から 18 万円くらいを納付した記憶があると説明しているが、市役所では現年度分の保険料しか納付できず、申立人は当該保険料を納付した時期及び納付期間の記憶が曖昧であるなど、申立人及びその夫が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私は、国民年金第3号被保険者となる直前の昭和61年3月まで、送付された納付書により国民年金保険料を近くの市役所内にあった金融機関出張窓口で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する昭和47年9月12日発行の国民年金手帳には、52年12月11日に任意加入被保険者の資格を取得し、申立期間当初の58年7月2日に同資格を喪失した旨の記載があり、申立人の特殊台帳及び申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿にも、同じ記録が確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和58年7月に資格喪失の手続を行った記憶は無く、当該手帳の記録は、61年4月の第3号被保険者の届出手続の際、当該手帳を申立人の夫の会社に提出した時点では記載が無かったが、平成9年頃に同社から返却されたときには手帳に記載されていたと説明するものの、同社では、申立期間当時、従業員の妻の第3号被保険者の届出手続は行っておらず、年金手帳を預かることもなかったと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年3月まで

私は夫と二人で、昭和50年3月に婚姻届を市役所に提出した際、夫婦一緒に国民年金に加入した記憶がある。夫婦二人分の国民年金保険料は毎月市役所の窓口で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和51年7月に払い出されており、申立人は市役所で保険料を納付していたと説明するが、当該払出時点で、申立期間の保険料は過年度納付する必要があるため、市役所では納付することができないほか、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無いと説明している。

さらに、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の手帳記号番号は、申立期間よりも後の昭和54年6月に払い出されていることから、申立期間当時は、夫は国民年金に未加入であり、納付書が発行されないため、申立期間の保険料を夫婦一緒に納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から57年4月まで

私は、結婚のため転居した区で、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和56年12月の婚姻の前月に転居しており、当初は婚姻後に国民年金の加入手続をして何回か保険料を納付していたと説明していたが、申立人の国民年金手帳の記号番号は56年6月に転居前の町で払い出されていることが確認できるなど、加入手続に関する記憶が曖昧であるほか、当時の保険料額、納付頻度に関する記憶も曖昧である。

また、申立人は、転居先の区で国民年金の手続をした後、同区から、旧姓でしかも読みが誤った姓の納付書が届いたことを鮮明に記憶していると説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、同区への住所変更及び氏名変更の記載は同一筆跡で記載され、婚姻後にこれらの手続が行われたと考えられる上、旧姓の振り仮名は正しく記載されていることから、誤った旧姓で保険料の納付書が発行されたとは考えにくい。

さらに、申立人は、転居先の区の出張所で保険料を納付していたと説明しているが、転居後の時点では、申立期間のうち昭和56年3月以前の期間の保険料は過年度保険料となり、区の出張所では納付することができないこと、申立人は、申立期間直後の57年5月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、これに伴って同年4月分のみ保険料を納付した記憶は無く、また、昭和57年度第1期分の保険料を納付していたとすれば、厚生年金保険被保険者月に相応する月分の国民年金保険料が還付されることとなるが、その記録は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から56年12月まで

私の父は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続をしてくれ、加入後は、父又は母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金被保険者資格に係る取得届受付日が申立期間後の昭和57年4月1日と記載され、国民年金手帳の記号番号払出簿から、申立人の手帳記号番号は、同年3月から4月頃に払い出されていることが確認でき、上記届出及び払出しのいずれの時点においても、申立期間のうち53年11月から54年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間直後の57年1月から同年3月までの期間の保険料は、59年1月から同年3月までの重複納付された保険料が59年4月9日に、当該期間の保険料に充当処理されたことにより未納から納付済みに記録整備されたことが還付・充当・一時金リストで確認でき、記録整備されるまで上記の54年12月までの期間及び当該充当された期間のみが未納のままであったとは考えにくく、申立期間に引き続き当該充当された期間も未納であったものとするのが自然であることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、両親から受け取ったとする上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持し、別の手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人

に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から53年8月まで
私の母は、私が20歳の学生の頃に、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和53年11月に払い出され、当時申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿索引票に「53年度新規加入」と記載されており、申立期間は、学生の任意加入適用期間の未加入期間のため、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、厚生年金保険の記号番号及び上記の国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳1冊を所持しており、当該手帳にも初めて国民年金の被保険者となった日が53年9月21日と記載されていること、申立人は、申立期間当時に母親から手帳を見せてもらったり、渡されたりした記憶は無いとしていること、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の妹も、学生であった期間は国民年金の未加入期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から同年8月まで
② 平成9年9月

私は、20歳になった平成4年*月以降、国民年金保険料を父親の預金口座から口座振替により納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付した証拠として、申立人の父親名義の預金通帳を提出しており、当該預金通帳の入出金記録によると、申立期間において、保険料が毎月引き落とされていることは確認できるものの、誰の保険料の引落であるかについて特定することはできない。

また、申立人の母親は、父親の預金口座から、平成9年3月分までは申立人及びその弟の二人分の保険料を、同年4月分以降は申立人の保険料のみを振り替えていたと説明するが、当該入出金記録に記録されている9年6月から10年4月までの振替年月は、オンライン記録によると、弟の9年5月から10年3月までの保険料を翌月収納した場合の収納年月とは一致しているものの、申立人の収納年月が確認できる9年10月から同年12月までの保険料、10年2月及び同年3月の保険料に係る収納年月記録とは全く異なっているほか、同年2月及び同年3月の保険料については、口座振替ではなく納付書により過年度納付されていることが確認できるため、父親の預金口座からは、9年5月以降、弟の保険料のみが振り替えられていたものと考えられる。

さらに、父親の預金通帳によると、平成9年6月2日に1万2,800円が引き落とされ、摘要欄には「税金」と記載されていることが確認できるが、当該取引を扱った金融機関では、窓口で口座から社会保険料が納付書により納付された場合、具体的な料金の種類が表示できないため、一律に「税金」と表示していたと説明していること、オンライン

記録によると申立人及びその弟の二人分の保険料を一緒に口座振替することを止めた後の9年4月分の保険料については、弟の分の納付記録が確認できること、前述のように、弟の保険料については同年5月分以降も父親の預金口座から振り替えられていたと考えられることから、この1万2,800円の引落については、弟の保険料に係る引落しであると推認される。

加えて、オンライン記録によると、申立期間後の平成10年1月11日の厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格の喪失処理が同月28日に職権で行われており、その後は、申立期間に係る資格記録の追加処理は行われていない。このことから、当該処理時点で、既に申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の処理は行われており、申立期間は国民年金の未加入期間とされていたものと考えられるため、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間①については厚生年金保険加入期間であるものの、国民年金保険料が還付された記録も無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月及び 56 年 4 月から 62 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月
② 昭和 56 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、夫が厚生年金保険に加入した平成元年 12 月以降に、社会保険事務所（当時）でこれまでの国民年金保険料の未納期間を確認した後、区役所で第 3 号被保険者の資格取得手続を行った。申立期間については、納付書により金融機関で約 20 万円から 30 万円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の納付書を受領した経緯、保険料の納付時期及び納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成元年12月の第 3 号被保険者の資格取得に係る手続を 2 年 1 月に行い、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの保険料を 2 年 3 月に納付していることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が納付したとする金額は、仮に申立期間の保険料を納付した場合の金額とは大きく異なることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年3月まで
私の妻は、私が昭和44年8月下旬に会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は申立人の国民年金の加入手続を行った時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人には二つの国民年金手帳の記号番号が払い出されており、最初の手帳記号番号は、国民年金制度が発足した時期に払い出されているが、当該手帳記号番号により保険料が納付された記録は無く、国民年金被保険者名簿索引票によると当該手帳記号番号は昭和58年6月に取り消されていることが確認できるほか、申立人は当該制度が発足した36年4月からは厚生年金保険に加入しており、当該払出しに係る加入手続及び当該手帳記号番号による保険料の納付には関与しておらず、当時の就職先の事業主が当該加入手続を行ったと思うと説明しているものの、同事業主から当時の加入手続等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

さらに、二つ目の手帳記号番号は、申立期間より後の昭和48年12月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の一部の保険料を過年度納付することは可能であったものの、妻は遡って保険料を納付した記憶は無いとしているなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、月に一回程度開催される地区の集会において、私の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料が同年 12 月 24 日に納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、納付記録欄の申立期間部分には「〈時効〉」と記載されていることから、この記載が行われた時点で、申立期間は保険料の納付期限を過ぎていたため「時効」と記載されたものと推察される。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立期間直前の昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の保険料は、第 2 回特例納付により遡って納付されていることは確認できるものの、申立期間は第 2 回特例納付の納付対象期間外であること、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている義姉についても、申立人と同様に、申立期間の保険料は未納であり、直前の保険料は第 2 回特例納付により遡って納付され、直後の保険料は過年度納付されていること、義姉の国民年金被保険者名簿にも、納付記録欄の申立期間部分に「〈時効〉」と記載されていることなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成元年 2 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 63 年*月頃に、市役所から国民年金への加入案内が届いたので、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が、申立期間より後の平成 4 年 4 月 16 日と記載されていることから、加入当初は、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、オンライン記録によると、15 年 8 月 27 日に申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録が追加されたことにより、申立期間は未加入期間から未納期間に訂正されたことが確認できるが、当該記録追加時点でも、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの期間及び48年9月から50年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年12月まで
② 昭和48年9月から50年2月まで

私は、専門学校を卒業した後、会社に就職したが、同社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、父の勧めにより国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は郵便局で、申立期間②の保険料は市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、申立期間の保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間①については、保険料を職場近くの郵便局で納付していたと説明するが、申立人が当該期間当時に居住していた市では、郵便局において現年度保険料の収納業務を開始したのは平成9年4月からであったと説明しており、申立期間②については、申立人が当該期間当時に居住していた市では、当時の保険料の納付方法は印紙検認方式であったと説明しているが、申立人は、当該納付方法についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が所持する年金手帳によると、初めて被保険者となった日は申立期間よりも後の昭和51年12月1日と記載されていることから、加入当初は申立期間は未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、オンライン記録によると、平成2年12月3日に申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録が追加されたことにより、申立期間は未加入期間から未納期間に訂正されているが、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11121

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年9月まで
私は、平成7年1月頃に国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した翌月の平成7年1月頃に区役所に国民年金手帳を持参し国民年金の再加入手続を行い、その後送られてきた納付書で保険料を納付したと説明しているが、オンライン記録では、申立期間について国民年金の再加入手続を行い被保険者資格を取得した記録は無く、また、申立人が所持する年金手帳にも区による申立期間の資格得喪の記載は無く（申立人による申立期間の資格得喪の記載は認められる。）、申立期間は未加入期間のため、保険料を納付することができない期間であること、申立人が申立期間当時に居住していた区では、未加入期間の保険料の納付書は発行されないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年5月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年5月から平成5年3月まで
私の両親は、私が 20 歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、役場で申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は保険料の納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の平成5年4月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち、3年2月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、3年3月以降の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の父親は申立期間当時に遡って保険料を納付したことは無いと説明しているほか、申立人は、現在所持する年金手帳以外に、両親から受け取った年金手帳の記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 58 年 9 月まで
私は、20 歳の頃に国民年金の加入手続をして、親からの援助で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 60 年 12 月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった 58 年 10 月まで遡って保険料を納付しているが、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から40年3月まで

私は、区出張所職員に勧められ昭和39年5月に国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和39年5月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の40年7月に払い出されており、申立人と2番違いで年金手帳の記号番号が払い出され、41年度以降保険料を申立人と同一日に納付している申立人の夫は、申立人同様に申立期間直後の40年4月分から保険料の納付を開始しているが、申立期間の保険料は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月から同年11月まで

私は、会社を退職した後に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、オンライン記録では平成16年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金の再加入手続を行った記録は無く、申立期間は未加入期間のため、保険料を納付することができない期間であるほか、同年9月24日以降加入勧奨が行われ、未加入期間勧奨に係る未適用者一覧表（最終）が作成された18年2月22日時点でも国民年金に未加入であることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間当初に国民年金の再加入手続をして、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年4月まで

私は、平成8年11月頃、居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料はしばらく納付しなかったが、11年4月からの就職が決まり、保険料の未納があると入社後不利になると思い、申立期間の保険料を10年の秋と11年の春頃に2回に分けて郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を平成10年の秋と11年の春頃に2回に分けて納付したとしているが、それぞれの納付月数、納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は20歳になってから大学卒業後に就職するまでの間の未納期間は29か月あり、保険料の未納があると入社後不利になると思い、申立期間の6か月分の保険料を、2年の時効期間を過ぎない10年の秋と11年の春頃に2回に分けて納付したと説明しているが、その後の残りの23か月の保険料は未納としていること、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても未納であった期間のうち、申立期間である6か月分のみの保険料を納付した理由についての具体的な説明が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から平成 3 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

私は、母の勧めもあり、昭和 56 年 9 月に区役所の出張所窓口で国民年金の加入手続を行った際に、付加保険料納付の申出を行い、時期は定かではないが金融機関口座振替で国民年金保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、区役所の出張所窓口で国民年金の加入手続時に付加保険料納付の申出を行ったと説明しているが、当時の記憶は曖昧である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を口座振替にて納付していたとする金融機関の口座入出金取引明細から、申立期間のうち昭和 61 年 10 月から厚生年金保険に加入する直前の平成 3 年 3 月までの期間は、定額保険料のみの保険料額が引き落とされていることが確認できるなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月
私の祖母は、私の 20 歳の誕生日のお祝いに区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の祖母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和 55 年 6 月 16 日に任意加入により資格を取得しているが、申立期間後の 59 年 12 月 13 日に、この任意加入は 55 年 4 月 7 日の強制加入へと記録の訂正が行われたことがオンライン記録及び年度別納付状況リストで確認できることから、記録訂正が行われる以前の時点において申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、記録訂正時点では時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の祖母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から57年6月まで

私は、結婚後、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、区の職員から20歳の頃からの未納分の国民年金保険料を遡って納付できると言われ、昭和59年5月頃に行った結婚式の祝儀の中から25万円くらいを一括で郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和59年5月頃に結婚式を行い、その際の祝儀の中から申立期間の保険料を納付したと説明しているが、国民年金手帳の記号番号が払い出された58年6月時点では、申立期間の過半である56年3月以前の保険料は時効により納付することができないこと、オンライン記録では、59年9月3日に申立期間直後の57年7月から同年9月までの期間の保険料が過年度納付されたことが確認でき、当該過年度納付が行われた時点においては申立期間の全ての期間の保険料は時効により納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 61 年 3 月まで
私の母は、昭和 61 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、未納となっていた 20 歳からの国民年金保険料を全て納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 63 年 6 月 20 日に払い出されており、当該手帳記号番号払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月から63年3月まで
② 昭和63年4月から平成3年3月まで

私の母は、私が大学に入学した昭和63年4月頃、私の国民年金の加入手続を行い、平成4年4月に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付したとする母親は、納付頻度、納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年5月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間①の保険料は時効により納付することができない期間であること、申立期間②については、申立人は大学生であり、国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、申立人の母親は申立人の年金手帳を受領した記憶が無く、申立人も年金手帳を所持したことがないと説明しているなど、申立期間当時に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から平成元年 9 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金の加入手続を行った時期、場所及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 3 年 10 月 23 日に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は元年 9 月分を除き時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は上記手帳記号番号の年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで

私の父は、私が大学を卒業した頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立人は、平成元年 4 月頃に父親に代わって自身で保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人の記憶におおむね一致する元年 5 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち昭和 62 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間のうち 62 年 4 月以後の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料は父親が納付していたはずであり、申立人自身は保険料を遡って納付したことはないと説明している。また、申立人は申立期間当時に上記の手帳記号番号の年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月及び同年3月
私は、平成2年2月に会社を退職し、次の会社に入社するまでの2か月分の国民年金保険料を次の会社に就職した後に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間は平成11年1月19日に国民年金被保険者資格の得喪記録が整備されたことにより、未加入期間から未納期間に訂正されたものであり、申立期間は当該訂正以前は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であった。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、当初の国民年金保険料は私か元妻が納付していた。昭和48年か49年に他県に転居してからは、知人が私の保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人が昭和48年か49年頃に他県に転居する前の期間の国民年金保険料については、申立人及びその元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は郵便局又は区役所で保険料を定期的に納付していたように思うと説明しているが、国民年金の加入手続及び保険料の納付額、納付頻度等に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料を納付していたこともあるとされる元妻から保険料の納付状況について聴取することは困難であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は他県に転居後の昭和50年12月に払い出され、この払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、申立人が他県に転居した後の期間の保険料については、申立人は、申立人の知人が当該期間の保険料を納付してくれていたと説明しているが、知人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付を行っていたとする知人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年12月時点は第2回特例納付が実施されており、申立人は知人から保険料を遡って納付していたと聞いたことがあると説

明しているものの、具体的な納付状況については分からないと説明しており、申立人の知人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの期間、7年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から6年3月まで
② 平成7年7月及び同年8月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②の保険料は私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②の保険料は私が納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人には平成9年1月に基礎年金番号が付番されていることが確認できるものの、申立期間①及び②当時において申立人に対し国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。その上、申立人は、「現在所持する基礎年金番号が付番されている年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳における国民年金の記号番号欄は空欄となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格取得及び資格喪失の記録は、いずれも平成11年6月に追加されていることが確認できることから、申立期間①及び②の期間は当該記録が追加される前においては国民年金に加入していなかった期間であったことが推認でき、申立期間①及び②は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立人の申立期間①に係る保険料を納付していたとする母親から、保険料の納付状況等を聴取することができないため、申立期間①

の保険料の納付状況を確認することはできない。

加えて、申立人及びその母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付してきたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人及びその母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年5月まで

私の会社の事務を担当していた私の妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の会社の事務を担当していた私の妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人には平成9年1月に基礎年金番号が付番されていることが確認できるものの、申立期間当時において申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できない。また、同記録によれば、申立期間は、国民年金に加入していない期間として管理されており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「申立期間当時に会社に勤務していた私の妻及び複数の従業員には申立期間に係る保険料の納付記録があるので、私の申立期間に係る納付記録もあるはずである。」と主張しているものの、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の妻については、国民年金の手帳記号番号が昭和38年10月に払い出されており、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの保険料が未納となることが確認できる。その上、申立期間当時、申立人の会社に勤務していた複数の従業員は、いずれも同社を退職した後に、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していたとする申立人の妻から、申立期間当

時の納付状況等を確認することはできない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付してきたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年9月まで
私の父は、平成元年5月頃にA区のB総合支所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、平成元年5月頃にA区のB総合支所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の「払出し年月（目安）表」によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成5年度分とされていること（割り当てられた番号が当該年度内に払出しに使われなければ翌年度に回される。）及び申立人は2年10月から6年3月までの期間は共済組合に加入していることから、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出されたのは6年度の初めの時期であると推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間に係る未納の記録は、平成6年7月15日に追加されていることが確認できることから、申立期間は当該記録の追加の時点より前においては、国民年金に加入していなかった期間であったことが推認でき、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したとする父親は、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付時期に

関する記憶が曖昧である。

そのほか、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年6月まで

私の父は、私が20歳になった昭和47年*月にA区役所のB出張所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が20歳になった昭和47年*月にA区役所のB出張所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和53年8月に申立人の妹と連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳は所持したことはない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号が払い出された時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付してきたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする父親は、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になった平成2年*月頃にA区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母が、私が20歳になった平成2年*月頃にA区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成3年11月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、「送られてきた国民年金の手帳は1冊である。」と述べており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、申立期間当時は大学生であったとしていることから、申立期間は20歳以上の学生が国民年金に任意加入が可能な期間であったものの、申立人が任意加入の手続を行わなかったものと推認できる。これらのことから、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、申立期間は、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、申立期間の保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年2月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年2月まで

私は、20歳になった昭和48年*月頃に母から国民年金の加入を勧められ、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20歳になった昭和48年*月頃に母から国民年金の加入を勧められ、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和53年1月に払い出されていることが確認でき、申立人は、「現在所持している国民年金手帳以外の手帳を所持したことがない。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時は短期大学生であったとしていることから、申立期間は、20歳以上の学生が国民年金に任意加入が可能な期間であったものの、申立人が任意加入の手続を行わなかったものと推認できる。これらのことから、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17831 (事案 3192 及び 8041 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月2日から32年5月3日まで
② 昭和33年2月1日から39年6月23日まで

第三者委員会の審議結果に納得できず、申立期間当時の事業所の事務担当者が証言してくれるので、再申立てを行ったが、平成22年3月31日付けで通知が届き、私の申立ては認められなかった。

しかし、この結果にどうしても納得ができないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金の支給については、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年8月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、当委員会の決定に基づき、既に平成21年8月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、自分が脱退手当金を受給していないことを申立期間当時の事業所の事務担当者が証言してくれるとして、再度当委員会に申し立てているが、当該事務担当者の証言の内容からは、申立人が脱退手当金を受給していないと認められる事実は確認できず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても当委員会の決定に基づき、既に平成22年3月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記審議結果に納得できないとし、申し立てているが、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月19日から同年6月1日まで
② 昭和26年6月1日から37年5月1日まで

私が退職した当時、A社が脱退手当金についての説明を行わずに、その請求手続をしていたことに納得ができないので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚を理由にA社を退職する女性従業員に対しては、同社が脱退手当金の代理請求を行っていた。私は、結婚を理由に退職したので、同社が脱退手当金についての説明を行わずに、その請求手続をしていたことに納得ができないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。」としているが、年金記録確認第三者委員会においては、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が無いか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどの周辺事情を考慮して判断することとなる。

本事案では、申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年5月1日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する13名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち1名は、「脱退手当金については、同社が代理請求を行い、退職金と一緒に支給していた。」と供述していることを踏まえると、同社による代理請求が行われており、申立人についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年8月30

日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはないと認められる。また、申請書に提出された書類から、申請人が脱退手当金を受給している旨が読み取れない。したがって、申請人が脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申請人は、申請期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から35年4月30日まで
平成22年9月、年金事務所で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年4月30日の前5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する35名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち30名については、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、支給日が同一の受給者が散見される上、申立人と資格喪失日及び支給決定日が同日となっている同僚は、「退職するとき、会社から脱退手当金の説明を受けて、会社がその請求手続を行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年7月28日に支給決定されているなど、当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年から 58 年まで
② 昭和 58 年から 62 年まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出している写真及びA社で勤務していた従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立人の勤務期間を確認できる資料は無く、会社設立以来の社会保険加入者台帳に申立人の記録を確認することができないことから、申立人は登録社員（アルバイト）であると思われる旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間に資格取得している複数の従業員に照会したところ、経理事務を担当していたとしている従業員は、正社員と登録社員の人が勤務しており、登録社員の給与は支社で計算するが、厚生年金保険料は控除していない旨回答しており、自衛消防業務を担当していたとしている従業員は、D支社では、かなりのアルバイト採用がいたように思う旨回答している。

さらに、申立人が記憶している上司について、オンライン記録で類似する氏名を確認することができるが、既に死亡しており、申立人の申立内容について事情を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①の一部期間を含む昭和 58 年 1 月から 63 年 3 月までの期間が国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認でき、納付について申立人は、「他には誰もいないので、多分自分が納付した。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、C社の回答及び申立人が提出している写真から、申立人が昭和59年7月5日から62年12月20日までの期間、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社は、保有している健康保険資格取得届によると、申立期間②が含まれる昭和57年12月9日から63年1月7日まで健康保険番号が連番になっており、その中に申立人の取得届は確認できない旨回答している。

また、オンライン記録から申立期間②に資格取得している複数の従業員に照会したところ、1名の従業員は、会社が厚生年金保険に加入させていなかった期間の厚生年金保険料は控除されていなかったと思う旨供述しており、厚生年金保険への加入について、複数の従業員が本人の希望制だったと思う旨回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚は、既に死亡又は連絡先が不明のため、これらの者から申立人の申立内容について事情を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間②の全期間、国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から26年7月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かであり、B市にも支社があったので、いずれかの事業所で申請をしているはずである。調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に同時期に勤務していた同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年7月1日であり、申立期間は適用事業所になっていない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の取締役は全員外国人であり住所が不明であることから、申立人の勤務期間及び保険料控除について確認することができない。

さらに、上記同僚は、「会社は外資系であったため、入社時は厚生年金保険が無く、厚生年金保険に加入したのは昭和26年7月からであり、それまでは給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。また控除について確認できる資料も無い。」と供述している。

加えて、申立人は、「B市にも支社があったので申請手続はB市であったかもしれない。」と供述しているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、B市に営業所があることが確認でき、同登記簿に記載されている住所と健康保険厚生年金保険適用事業所調査表に記載されている住所が一致することから、当該営業所はC社であることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのはA

社と同様に昭和 26 年 7 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月から 12 年 3 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が 16 万円となっているが、正しくは前の月までと同額の 41 万円で継続しており、大きく相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は平成 13 年 6 月*日に株主総会の決議により解散しており、事業主は既に死亡していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は 41 万円で継続しているはずであると主張しているものの、雇用保険支給台帳記録における離職時賃金日額を基に算出した月額は、約 16 万円であることから、オンライン記録における申立人の標準報酬月額が 16 万円であることに不自然さはいかたがえない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に平成 11 年 6 月の随時改定により標準報酬月額が下がっている者は、他に 1 名確認できることから、当該者及び申立人の記録について、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間当時の給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない上、A社に勤務していた従業員に照会したが、給与明細書等を保有している者はいなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月31日から同年6月1日まで
② 平成9年10月1日から同年11月10日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に両社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたとしているところ、雇用保険の加入記録により、申立人の同社における離職日は平成9年5月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出のあった平成9年分の給与所得の源泉徴収票（写し）及び申立人に係る「給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書（写し）」によると、申立人の同社における退職日は同年5月30日と記載されていることが確認でき、同社は、申立人の退職日は同年5月30日が正しい旨供述している。

また、当該期間当時、A社において社会保険事務を担当していた従業員から提出のあった給与明細書（写し）により、同社は厚生年金保険料を給与から翌月控除していることが確認できるところ、上記の源泉徴収票（写し）に記載されている社会保険料等の金額からは、平成9年5月の厚生年金保険料は控除されていないことが推測される。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたとしているが、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における離職日は平成9年9月30日と記録されており、同社も申立人は同年9月30日に退職した旨回答していることから、当該期間の勤務が確認できない。

また、B社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の控えによると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成9年10月1日

と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、申立人は、B社での同僚を記憶しておらず、また、同社から出向して他の会社で勤務していたとしているが、出向先の会社名を記憶しておらず、出向先の会社には申立人一人が出向していたと供述していることから、同僚から申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17853 (事案 3268 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

A事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないなどの理由により、記録の訂正は必要ではないと通知があった。今回新たに、同事業所の社屋があった場所を思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、申立人が同事業所が存在したとする地域を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できないこと、申立人は同事業所について水道工事を業務にしていたと供述しているところ、水道局に確認したが申立期間当時の資料は保管されておらず、同事業所が存在していたことを確認することができないこと、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の同事業所における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、平成 21 年 8 月 12 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として、A事業所の社屋があった場所はB区C町のD駅から歩いて数分のところで、製本工場と自転車屋の間に社屋があったことを思い出したので、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、昭和 32 年に刊行された火災保険特殊地図によると、申立人が供述する地域と思われる場所は確認できたが、A事業所の所在は当該地域 及びその周辺地域にも確認することができない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな

な事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から41年3月1日まで
A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間と一緒に勤務していた同僚を思い出したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る履歴書を提出したA事業所は、申立人の勤務状況について、「履歴書の記入日が1964年3月11日となっており、入社後に書かれた可能性もある。」と回答しているところ、申立人が記憶している昭和36年に同事業所に入社したとする同僚1名は、「申立人は、申立期間に数年間、同事業所に勤務していたことを記憶している。」と供述していることから、期間は特定できないが、申立人は申立期間に同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所の総務局担当者は、「当事業所は、過去2回ほど引っ越しをしているため、当時の関係資料は残っておらず、申立期間当時の担当者も不明であるため、申立期間当時の社会保険事務の取扱いについては分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人及び上記同僚を含めた29名は、昭和41年3月1日に被保険者資格を取得しているが、申立期間を含めた38年3月26日から41年3月1日までの期間に同事業所において被保険者資格を取得した従業員を確認することができない。

さらに、申立人が記憶しているほかの同僚2名について、1名は上記被保険者名簿に氏名が確認できず、1名は連絡先が不明であるため、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月12日から32年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に昭和31年8月頃入社したという従業員の供述により、申立人が同年8月以後に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和32年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局でも商業登記の記録を確認することができず、事業主の所在が不明であることから、申立期間の申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和32年4月1日）に被保険者資格を取得している従業員のうち、同日より前に同社に入社したと回答している従業員に、厚生年金保険料の控除について確認できる資料について照会したが、資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 47 年 4 月から同年 10 月まで

A社B事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していた期間に健康保険証を使用したこともあり、同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者原票（年金事務所が保管する名簿）により、申立人はA社B事業所において昭和 46 年 5 月 1 日から同年 8 月 30 日までの期間及び 47 年 5 月 1 日から同年 10 月 21 日までの期間について健康保険に加入していることから、申立人はおおむね申立期間①及び②に同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社B事業所は、適用事業所台帳及び申立期間当時勤務していた従業員の厚生年金保険被保険者原票から判断すると、昭和 41 年 6 月 18 日に健康保険の適用事業所となっていると認められるものの、オンライン記録から厚生年金保険の適用事業所となったのは 50 年 6 月 1 日であり、申立期間①及び②は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。なお、同事業所は、サービス業に属することから厚生年金保険法及び健康保険法の強制適用事業所ではなかったものと考えられる。

また、A社は既に解散し、事業主及び同社B事業所の責任者である取締役と連絡が取れないことから、同事業所の厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について確認できない。なお、同社本社の取締役は、申立期間①及び②当時、同社の関連事業所であるホテルの従業員は健康保険のみに加入し、厚生年金保険には加入していなかった旨供述している。

さらに、申立人が記憶するA社B事業所の同僚二人は、申立人と同様に被保険者原票から健康保険のみの加入が確認できる上、連絡が取れた一人は当時の給与明細書等を保

有しておらず厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②の大半を含む昭和 47 年 1 月から同年 9 月までの期間については、国民年金保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A 社 (後に、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、平成 15 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は、書類は全て処分しているとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員のうち連絡先の判明した 5 人に、申立人の同社における入社日及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった 3 人全員が、申立人の同社における入社日及び厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 44 年 2 月から 52 年 9 月まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び複数の従業員の回答により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、既に解散しており、同社の事業主も死亡しているため、取締役であった事業主の妻に照会したところ、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、当時の資料が無いことから不明であるが、厚生年金保険の加入は事業主の判断で行われていたとしている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間①及び②に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、厚生年金保険の加入は事業主の判断で行われていたとしており、上記の事業主の妻の回答と符合している。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人が記憶していた同僚4人のうち、3人はA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

これらのことから、A社では、厚生年金保険には従業員の全員は加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17867 (事案 11251 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月から30年6月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、記録訂正は認められないとの通知を受けた。

今回新たに、申立期間のうち25か月の基金加入記録が記載されたB会老齢年金証書を提出するので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していたとしているA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いこと、また、当該事業所の所在地を管轄する法務局が保存している登記簿目録によれば、当該事業所と同名の事業所名が確認できるが、当時の事業主及び役員の連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできないこと、さらに、申立人が当該事業所の系列であると主張するC社では、当該事業所が同社の系列会社であったという事実を示す記録は無いとしていること、加えて、オンライン記録により、申立期間にC社における勤務が確認できる複数の元従業員は、申立人を知らないとしているほか、申立人が記憶する元同僚は死亡しており、この者から、当該事業所における申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと等から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間のうち25か月の基金加入記録が記載されたB会老齢年金証書を提出するので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被

保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人がA社における加入記録であると主張するB会老齢年金証書に記載のD厚生年金基金における25か月の加入記録については、同基金では、昭和48年5月11日から50年6月10日までのE社を事業所とする加入記録であるとしていることから、当該記録はA社における加入記録では無いことが確認できる。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料については、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年11月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成18年3月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、申立期間当時の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の複数の同僚の氏名又は姓を記憶しているが、連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員5人に、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった4人全員が、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしている。

加えて、申立人と同一職種のB職であったとする元従業員は、当時、A社では、入社してもすぐには厚生年金保険に加入させない取扱いだったのではないかとしている。

また、厚生年金保険記号番号払出簿における、A社に係る申立人の資格取得日が、上記被保険者名簿における資格取得日と同日の昭和28年11月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月頃から 47 年 5 月頃まで
② 昭和 48 年 9 月頃から 54 年 12 月頃まで

A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の現在の代表者、元取締役及び元従業員の供述から判断すると、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、勤務時期を特定することができない。

また、当該期間当時の複数の社会保険事務担当者は、「A社では、社員になったらすぐに厚生年金保険に加入させていた。当時は社長を含め 10 人程度の従業員規模であったので、厚生年金保険に加入させていない者から保険料のみを控除することは考えられない。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社及び当時の元代表者の親族は、当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②については、B社の元代表者の供述から判断すると、勤務時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は、C社に名称変更した後の平成 9 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、B社は適用事業所としての記録は無い。

また、上記元代表者は、「適用事業所となるまでの期間については、従業員に国民年

金に加入し、納付するよう勧奨していた。」旨供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、昭和 52 年 10 月から保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D市は、「申立人は、昭和 49 年 1 月 1 日から国民健康保険に加入中である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17880 (事案 624 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月から 23 年 10 月まで
② 昭和 25 年 5 月から 28 年 3 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録を訂正できないと通知を受けた。

今回、新たに申立期間①についてA社の所在地の市役所から、社名が漢字ではなくカタカナであったことの文書もらったので、再度調査して当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間②については、新たな情報や資料は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人のA社の社長、同僚及び所在地等に関する説明並びに同社の元社長の親族の証言により、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはいかがわれるが、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿を確認したが、同社は、申立期間に適用事業所としての記録が無く、申立人には、同社における厚生年金保険料控除に関する明確な記憶が無く、また、申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

また、申立期間②に係る申立てについては、B社における同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、申立人が氏名を記憶している同僚3名のうち1名は健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、また、残り2名のうち1名は、入社は昭和24年12月頃であるとしているが、同名簿により被保険者資格取得日が28年5月1日であることが確認できることから、同社においては、従業員によっては厚生年金保険に加入させないという取扱いや採用後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行うという取扱いがあったことが認められることなどから、いずれも、既に当

委員会の決定に基づき、平成20年10月1日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立期間①について、申立人は新たな資料としてA社のあるC市の市役所から入手した同社の社名の一部が漢字ではなくカタカナであったとの文書を提出している。

しかし、C市役所に照会したところ、担当者は、「資料等が残っていないため、A社の近所に昔から住んでいる住民に聞き込みをした結果、『D』がEと記載されていた記憶があるとの証言を得ただけであり、正式名称がカタカナであるかは不明である。」と述べている。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、A社及びF社で検索を行ったが、いずれも厚生年金保険の適用事業所となったことを確認することができない。

さらに、申立期間②については、申立人から新たな情報等は提出されていない。

以上のことから、申立期間①について申立人から提出された新たな資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、また、申立期間②については新たな事情は無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月16日から42年7月1日まで
A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与より低くなっている。入社時の給与月額が7万円であったと記憶しており、この給与月額からみると、標準報酬月額は6万円が適当であるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の家計簿により、申立人がA社から、厚生年金保険被保険者原票において確認できる標準報酬月額を上回る報酬を支給されていたことは推認できる。

しかし、B社は、同社に係る商業登記簿謄本により、既に解散していることが確認できる上、事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、上記家計簿には、給与の手取額が記載されているものの、厚生年金保険料控除額は記載されておらず、また、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認することはできない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票から、同事業所の従業員5人に照会したものの、いずれも給与明細書を保有していないため、同事業所における厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票は、遡及して減額訂正されるなど社会保険事務所(当時)による不自然な処理が行われた形跡を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、

これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年8月1日まで

A社における申立期間の定時決定の基礎となる平成6年5月から同年7月までの期間のうち、同年6月は欠勤により報酬支払の基礎日数が20日未満である。このため、申立期間の標準報酬月額は、同年5月分及び同年7月分の報酬で算定するのが正しいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与明細書により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていた月があることは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17883 (事案 4852 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している旨第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。今回新たな資料として、平成 9 年 1 月分の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 4 月 30 日以降の同年 6 月 26 日付けで、9 万 2,000 円に遡及して訂正されたことが確認できるが、申立人は、同社の代表取締役であったとしており、社会保険料の滞納があったことを申立人自身が認めている上、厚生年金保険事務担当者は、「法人実印の管理及び押印は申立人が行っていた。」と回答していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所(当時)において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難いことから、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たな資料として、平成 9 年 1 月分の給与明細書を提出し、申立期間の標準報酬月額を減額訂正前の標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てており、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、減額訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

しかしながら、申立人が新たに提出した資料は、「代表取締役であった申立人が関与

せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難い。」
という当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められないことから、申立人の申
立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年8月1日まで

A社における申立期間の定時決定の基礎となる平成4年5月から同年7月までの期間は、欠勤及び休職により報酬支払の基礎日数が各月20日未満である。このため、申立期間の標準報酬月額は従前の標準報酬月額で算定するのが正しいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与明細書により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていた月があることは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 31 日から平成元年 4 月 8 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の同僚の証言から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和 61 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の事業主は、「売上減額のため、従業員に国民年金と国民健康保険に切り替えるようお願いした。従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿により、A社が適用事業所でなくなった昭和 61 年 7 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる 2 名の従業員に、申立期間における保険料控除について照会したところ、いずれも、同日以降における保険料控除を確認できる給与明細書等を保有していないため、同社の従業員から申立期間における厚生年金保険料控除を確認することができない。また、上記従業員のうち 1 名は、「事業主から人数が少ないので厚生年金保険をやめて国民年金に切り替えるという説明を受けた。」と述べており、また、もう 1 名の従業員は、申立期間全期間にわたって国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人自身も、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで及び 62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から同年 6 月 23 日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 6 月 23 日より後の同年 6 月 24 日付けで、遡って 41 万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 10 年 2 月にA社が厚生年金保険の適用事業所となったものの、保険料の負担が困難になり、自身が社会保険事務所（当時）に相談に行き、厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続きを行ったとしており、その際、標準報酬月額の減額について説明を受けたことも了承した記憶も無いとしているものの、代表印は自身が保管していたとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給料より低く記録されている。平成4年分の所得税の確定申告書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成4年分の所得税の確定申告書から、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料以上の保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間においてA社の取締役であることが確認できる。

また、A社の事業主（申立人の夫）及び複数の従業員は、申立人は、当時、経理及び社会保険の担当であったと回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、A社の取締役で社会保険担当者として勤務し、申立期間の標準報酬月額の記録の訂正を主張しているが、特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給料より低く記録されている。平成4年分の所得税の確定申告書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成4年分の所得税の確定申告書から、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料以上の保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間にA社の代表取締役であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらことから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間の標準報酬月額の記録の訂正を主張しているが、特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 23 日から同年 8 月 1 日まで
A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚は、当時のA社の従業員数を 30 人から 40 人としているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社の申立期間における厚生年金保険の被保険者は、22 人から 26 人であることから、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶していた同僚 3 人及び上記被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録がある従業員 9 人の計 12 人に照会したところ、回答があった 9 人のうち申立人を知っているとする同僚二人は、申立人の入社及び退職時期を記憶しておらず、残る 7 人は、申立人を知らないと回答していることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、A社の従業員は、厚生年金保険の事務担当者の二人の姓及び工場長の姓を記憶しているが、当該事務担当者二人のうち一人は上記被保険者名簿に見当たらず、残りの一人は厚生年金保険を担当していなかったと回答している。また、工場長は連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から41年4月1日まで
年金事務所から脱退手当金を受け取ったかどうかの確認はがきが来たときに、脱退手当金が支給されていることを知った。
退職金を受け取った記憶はあるが、脱退手当金は受け取っていないはずなので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年4月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する26名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16名に脱退手当金の支給記録が確認でき、15名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年6月2日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から39年6月1日まで
平成22年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関するハガキをもらった。脱退手当金が支給されていることになっているが、当時、会社から脱退手当金についての説明を受けたこと、請求手続をしたこと及び脱退手当金を受け取ったことについて記憶は無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年6月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する25名の脱退手当金についての支給記録を確認したところ、23名に脱退手当金の支給が確認でき、うち22名は資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち5名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年7月8日に支給決定されているなど、一連の脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から34年6月1日まで
② 昭和35年7月6日から39年5月16日まで

以前、ねんきん特別便を受け取ったときから記録について疑問を持っていたが、この度、年金記録に関するはがきを受け取って脱退手当金の支給記録があることを知り、年金事務所に聞きに行った。私は脱退手当金という言葉を知らなかったし、受給の記憶も無い。よく調査をして年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年8月28日に支給決定されており、しかも、申立人が申立期間①に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人と同時期にA社を退職し、脱退手当金の支給記録のある者のうち、二人が、脱退手当金の受給手続を同社がしてくれたと供述している。

さらに、申立人は、A社を退職した後、社会保険事務所（当時）でお金を受け取った記憶があると供述していることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から37年1月14日まで
② 昭和37年1月16日から40年10月16日まで

60歳になったときに、自分が脱退手当金を受給していることを知った。その際、社会保険事務所（当時）の職員から、持参した厚生年金保険被保険者証にある「脱」の表示が、厚生年金保険から脱退していることを意味すると説明されたが、昨年、日本年金機構から脱退手当金をもらった覚えの無い方は相談してほしい旨のはがきが来たので、申立てをすることにした。

自分で脱退手当金の請求手続きをしたことや、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の社会保険事務所の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をして、請求者に返還することとされており、申立人が現在も所持している申立期間に係る厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できることを踏まえ、申立人に申立期間に係る脱退手当金が支給されたものと認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年1月25日に支給決定されているなど、一連の脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月から同年 10 月まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には派遣社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社に係るタイムシート並びにB社から提出のあった申立人に係る勤務実績及び給与支払実績の資料により、申立人が申立期間のうち一部期間については同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記給与支払実績の資料及び申立人が申立期間当時に居住していた市から提出のあった平成 18 年分の給与所得の所得控除に関する資料によると申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成 17 年 10 月から 18 年 6 月までの期間は、国民年金の全額申請免除期間となっていることが確認できる。

さらに、A社が加入していた健康保険組合に申立人の被保険者記録は無い上、申立人は、申立期間を含む平成 17 年 10 月 21 日から 21 年 1 月 14 日まで、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、B社の社会保険事務担当者は、給与支払実績の資料により、申立人の給与支払方法が月 2 回払いであることから、申立人は日々雇用される契約の派遣社員であった可能性が高く、その場合、社会保険には加入させていなかったと思う旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで

A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。保険料控除額を確認できる資料は無いが、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社B支社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 58 年 8 月から 59 年 9 月までの期間は 17 万円、同年 10 月から 60 年 7 月までの申立期間は 9 万 8,000 円と記録されているところ、申立人は、保険外務員のため給与は営業成績により変動はあったが、7 万 2,000 円も下がった記憶は無いことから、調査して正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社によると、申立人が勤務していた同社B支社については、平成 2 年に同社C支社に統合されており、当時の賃金台帳等の資料が見当たらないため、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認できないとしている上、申立人も申立期間に係る保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、同社における給与からの保険料控除額について確認することができない。

また、A社B支社に係る事業所別被保険者名簿から申立人とほぼ同時期に被保険者となっている従業員 20 人中、17 人については、従前の標準報酬月額と比較して低い記録が認められ、また、そのうちの 9 人については、申立人の申立期間前の記録と比較した標準報酬月額の差（7 万 2,000 円）よりも大きい標準報酬月額の差（8 万円から 30 万円）が確認できる。なお、同社本社の厚生担当者は、申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比較して低いことについて、保険外務員の給与は基本給プラス歩合給で支払われており、月々の営業成績により大幅に変動することは珍しいことでは無い旨供述してい

る。

さらに、上記20人の従業員のうち、連絡の取れた10人の従業員は、いずれも当時の給与明細等を保管していない旨回答しているため、A社における給与からの保険料控除額について確認することができない。

加えて、上記回答のあった10人の従業員は全員、A社における保険外務員の給与は歩合給の割合が大きく、個人の業績により給与額に大幅な変動があった旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記事内容に不備な点はなく、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から31年3月まで

A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、社長から保険料を従業員と折半で支払っていた旨の話を聞いており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の当時の事業主は連絡先不明で供述が得られない上、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年12月1日で、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚二人は、いずれも上記事業所別被保険者名簿には見当たらず、さらに、連絡先も不明であることから、厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、A社において昭和32年12月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった5人のうち二人が申立人を記憶していたが、いずれも申立期間当時の同社の給与明細書を保管しておらず、また、これらの者から申立期間に係る給与からの保険料控除をうかがえる供述を得ることはできなかった。

なお、申立人がA社の当時の社長から保険料を従業員と折半で支払っていた旨の話を聞いたことがあると供述しているところ、申立人を記憶している上記二人の従業員は、いずれもそのような話を聞いたことは無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年

金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から11年5月31日まで
代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年5月から11年4月までの期間は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年5月31日）より後の同年6月3日付けで、9年5月に遡って、30万円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の減額処理が行われた当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた旨供述しており、同社の当時の従業員も、平成11年当時、同社は経営不振で資金繰りに苦慮していた旨供述している。

さらに、A社に係る社会保険料滞納処分票の記録では、平成9年9月以降の期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、当該滞納保険料の納付について申立人が社会保険事務所（当時）の担当職員と交渉を行っていることが確認できる記載があり、滞納保険料の支払に苦慮していたことが認められる。

加えて、申立人は、申立期間当時、A社が厚生年金保険から脱退したことは記憶にあり、代表者印は自らが管理していた旨供述しており、上記滞納処分票の記録においても当該脱退に係る記載が認められるところ、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の

適用事業所でなくなった日である平成11年5月31日に、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。なお、オンライン記録から当該資格喪失処理が、同年6月3日付けで行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額減額処理が行われた日と一致している。

これらのことから、申立人は、「当時、A社の代表者印は自分が管理していたが、標準報酬月額減額に係る届出を行った記憶は無く、社会保険事務所の担当職員から当該減額に係る説明を受けた記憶も無い。」と主張しているものの、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自らの標準報酬月額減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額減額に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 4 月まで

A事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では健康保険に加入しており、当然、厚生年金保険にもセットで入っていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所において、調理業務に従事し、その間、健康保険に加入していたので、当然、厚生年金保険にも同時に加入していた旨主張している。

しかしながら、B社の当時の事業主は、A事業所の法人名は当時、B社であり、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員から厚生年金保険料も控除していない旨回答しているところ、オンライン記録によると、同社の厚生年金保険の適用期間は平成9年6月1日から11年6月1日までとなっており、申立期間は適用事業所となっていない。なお、上記事業主は、申立期間当時の従業員の健康保険については、C国民健康保険組合に加入していた旨回答している。

また、B社の当時の事業主は、別のグループ会社において平成9年6月1日から11年6月1日まで厚生年金保険の被保険者となっていることがオンライン記録から確認できるところ、当該期間以外には厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、また、申立期間については国民年金を納付していることが確認できる。

さらに、A事業所が昭和48年10月1日から平成18年2月1日まで加入していたC国民健康保険組合は、A事業所は屋号で、法人名はB社であり、同社は平成9年6月1日に厚生年金保険に加入したとしている。なお、同組合では、申立人の同組合における加入記録については、古い記録のため確認ができない旨回答している。

加えて、申立人はA事業所における複数の同僚を記憶していたが、いずれも姓のみである上、申立期間においてB社は適用事業所となっておらず、オンライン記録からも同

僚と思われる人物を特定することができず、同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 6 月 23 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、継続して勤務しており、夫の被扶養者になったことは無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の昭和 60 年度分の確定申告書の経理責任者欄に申立人の署名押印があり、また、同社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立期間中の 61 年 3 月には、同社の代表取締役であることが確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の昭和 60 年 3 月 31 日の資格喪失届の受付日は同年 4 月 1 日、61 年 6 月 23 日に再び資格を取得した際の資格取得届の受付日は同年 6 月 25 日とそれぞれ記載されており、その間に申立人の被保険者記録が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

また、申立人は、夫の被扶養者ではなかったと主張しているものの、上記被保険者名簿によると昭和 60 年 3 月 31 日の資格喪失に係る申立人の記録から、健康保険証を返却していることが確認できる上、申立人から提出された申立期間中に使用されたと推認できる病院の診察券には、社会保険に加入している被保険者の家族に発行されたものであることを示す「K 7」が打刻されていることが確認できる。

さらに、A社において前事業主である申立人の夫は、給与計算は自分が行っていたが、保険料控除額は社会保険労務士から教えてもらい処理していた旨供述しているところ、当該社会保険労務士の事務所は現在所在が不明のため連絡が取れず、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年6月21日まで
A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
学校を卒業後の昭和26年4月より社員として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和24年4月頃、A社B工場にアルバイトとして入社し、会社の倉庫で原料の入出庫管理に従事し、学校を卒業後の26年4月より社員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、事業所を閉鎖している上、当時の事業主は所在不明であり、社会保険事務担当者は死亡しているため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚3人及び上司二人のうち、連絡先が確認できた同僚一人、上司一人の計二人に申立人の勤務状況及びA社B工場の厚生年金保険の取扱いを照会したが、二人とも申立人を記憶しておらず、また、同社の取扱いについても確認することができない。

さらに、申立人は、上記同僚3人について、「二人は、私がアルバイトで入社した昭和24年4月には既に入社しており、もう一人は、入社時期を記憶していないが26年2月以前から入社していた。」旨供述しているところ、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚3人は、いずれも昭和26年2月21日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間に加入記録があり連絡先が確認できた従業員25人に、自身の入社日を照会したところ、16人から回答があり、そのうち5人は、「自身が厚生年金保険に加入したのは入社と同時でなかった。」旨回答しており、入社

日から厚生年金保険加入日まで、短い者で 15 日、長い者で 2 年程度要していたと回答・供述している。

このことから、A社B工場では、申立期間当時、採用した従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和 26 年 6 月 21 日）は、上記被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から34年6月まで
A社(現在は、B社)で約2年間勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録が1か月しかない。退職時の1か月しか加入記録が無いのは納得できないので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間の一部の期間にA社で勤務していたことはいくつかある。

しかし、B社は、「当時の申立人に係る資料は残っておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び社会保険の取扱いについては不明である。」旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間に同社の厚生年金保険の被保険者で連絡先の判明した24人に照会し14人から回答があり、そのうち4人は「同社においては数か月から6か月程度の試用期間があったと思う。」と回答している。

さらに、上記4人のうち二人については、記憶している自身の入社日と同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日には2か月ないし半年程度の差異が見られる。

加えて、申立人と同日にA社で被保険者資格を取得している一人は、「必ずしも正確な記憶は無いが、自分はA社で被保険者資格を取得する昭和34年7月以前に同社に入社していたと思う。」と供述しており、同社では必ずしも従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

なお、申立人は、退職月の1か月のみ被保険者となっているのはおかしい旨も主張しているが、上記事業所別被保険者名簿を確認したところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年2月1日から申立人が被保険者資格を取得する34年7月1日までの期間に、被保険者期間を1か月しか有していない者が二人確認できるほか、申立人と同日に被保険者資格を取得している者のうちの一人は、2か月で被保険者資格を喪失

していることから、必ずしも申立人の主張する被保険者期間が不自然であるとはいえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 8 月頃まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は高校を中退後に、新聞の求人を見て同社に応募し、喫茶店に配属され1年4か月間ほど勤務した。「勤務時間線表」を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の「勤務時間線表」及び複数の従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社喫茶部で、調理業務の担当者として勤務していたことは推認される。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 46 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大部分は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、元事業主の連絡先も不明であることから、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、複数の従業員から、当時の経理担当者だったとされる従業員は、「申立期間当時のことは覚えていない。」と回答している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 46 年 7 月 1 日）に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員に、同日前において勤務した期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料について照会したが、資料を得ることはできなかった。

加えて、申立人は自身のA社の退職日について、「実際に何月に退職したかは曖昧である。」と供述している上、同社が適用事業所となった日の数か月前に入社したと記憶している従業員は、「申立人は、私の入社と入れ違いに退職した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年 4 月から 19 年 10 月 1 日まで
② 昭和 23 年 5 月から 32 年 10 月まで
③ 昭和 33 年 9 月から 35 年 9 月まで
(昭和 34 年 10 月 1 日から同年 10 月 26 日までを除く。)
④ 昭和 39 年 4 月から 41 年 10 月まで
⑤ 昭和 47 年 5 月から 48 年 7 月まで
⑥ 昭和 48 年 8 月から 49 年 10 月まで

A事業所（現在は、B区役所）で勤務した申立期間①、C法人で勤務した申立期間②、D社で勤務した期間のうち申立期間③、E社で勤務した申立期間④、F社で勤務した申立期間⑤及びG社で勤務した申立期間⑥の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にそれぞれの事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、地方公共団体の事務所で常時5人以上の従業員を使用するものが厚生年金保険法の適用を受けるようになったのは、昭和 29 年 5 月 1 日からであることから、当該期間は、厚生年金保険法の対象外の期間である。

申立期間②について、申立人はC法人に勤務していたと主張しているが、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同法人が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、C法人は商業登記簿謄本で確認できるものの、同法人は所在不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、C法人における上司及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これら

の者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

加えて、申立期間②のうち、昭和23年5月1日から26年4月1日までの期間、同年4月2日から27年6月21日までの期間、28年8月1日から29年1月23日までの期間及び同年3月1日から30年12月31日までの期間において、合計4社で75か月間の厚生年金保険被保険者期間がある。

申立期間③について、D社の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が当該期間の一部の期間について同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年10月26日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間③は適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、申立人は、オンライン記録によると、昭和34年5月31日から同年10月1日までの期間にD社と同じ所在地にある他社において厚生年金保険の被保険者となることが確認できることから、D社が適用事業所となる前の期間に同社に勤務していたことは考え難い。

さらに、D社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同社の代表者を特定することができないことから、同社での申立人の勤務実態や同社が適用事業所となる前及び適用事業所ではなくなった日以降の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社の従業員からも給与明細書等の給与からの保険料控除を確認できる資料を得ることができなかった。

申立期間④について、E社の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によるとE社は既に解散しており、事業主からは回答が無く、社会保険担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、当該期間におけるE社に係る事業所別被保険者名簿に健康保険証番号の欠番は無く、不自然な記載は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、当該期間に他2社の6か月間の厚生年金保険の被保険者期間及び16か月間の国民年金の保険料納付済期間が確認できるなど、申立人の厚生年金保険の加入に関する記憶が曖昧な点がうかがえる。

申立期間⑤について、申立人はF社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録及び事業所検索システムによると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認できない。

また、F社の所在地を管轄する法務局においても、商業登記の記録が無く、同社の代表者を特定することができないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、上司及び同僚を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

申立期間⑥について、申立人のG社に係る具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、G社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、事業主及び申立人が記憶していた従業員は既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

また、当該期間にG社に勤務していた従業員に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月頃から 56 年 3 月頃まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 55 年 5 月 21 日から 56 年 4 月 4 日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和 46 年 9 月 1 日に設立され、平成 18 年 7 月*日に解散しており、申立期間当時、法人事業所であったことが確認できるところ、申立人は、同社における当時の従業員数は3人と回答しているうえ、同社が加盟していたB組合に加盟している同業他社の代表取締役は、「A社の従業員数は3、4人。」と供述していることから、当時の厚生年金保険法による強制適用事業所の要件に該当していなかったことがうかがえる。

さらに、上記のとおり、A社は既に解散しており、商業登記簿謄本に記載のある当時の代表取締役に照会したが所在不明のため回答が得られず、申立人の勤務状況や同社の厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人は、当時の同僚の氏名及び年齢を記憶しているが、当該同僚はオンライン記録において厚生年金保険の加入記録が見当たらないため、これらの者に申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 54 年 3 月まで
A 病院（現在は、B 病院）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間には常勤の看護師として勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院の複数の元従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同病院に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 病院に係る事業所別被保険者名簿において申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する申立人と同職種であった 6 人の雇用保険の記録を確認したところ、一部の者に加入期間の相違は見られるものの、全員について雇用保険の加入が認められるが、申立人は、同病院において雇用保険は未加入となっている。

また、オンライン記録によると、B 病院は、昭和 61 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同病院の院長は、「当時の事業主は死亡しており、当時の関連資料は保存しておらず、申立人の勤務実態や保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 病院に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間において、整理番号の欠番は無く、訂正等不自然な記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 2 日から平成 2 年 5 月 6 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間に係る所得税の確定申告書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 54 年 5 月 2 日から 55 年 10 月 1 日までの期間及び 57 年 8 月 1 日から 60 年 10 月 1 日までの期間については、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の上限額であることから、記録の訂正をすることはできない。

申立期間のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から 57 年 8 月 1 日までの期間及び 60 年 10 月 1 日から平成 2 年 5 月 6 日までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の確定申告書における社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計がほぼ同額であることが認められる上、当該オンライン記録の標準報酬月額が訂正された形跡は無く、記録に不自然さはみられない。

また、A社の現在の厚生年金保険担当者は、「当社で保管している顧問社会保険労務士作成の被保険者台帳には、申立人に係る昭和 61 年 10 月以降の標準報酬月額が記載されているが、当該記載内容は、オンライン記録と一致している。」旨供述している。

さらに、申立人は「当時、A社の取締役であった。」旨供述しているところ、同社の商業登記簿謄本から、申立人は少なくとも昭和 60 年 10 月 30 日には同社の取締役であったことが確認できるが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額と、同社の複数の取締役の標準報酬月額とを比較すると、当該取締役に係る標準報酬月額は申立人とほぼ同額若しくは申立人より低額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 17 日から平成 6 年 2 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった給与台帳（諸給与支払内訳明細書）及び同社代表者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の代表者は、「当社の保管する給与台帳の記録から、申立人は、昭和 58 年 12 月から当社B営業所に就労したと思われるが、給与台帳における勤務状態から、60 年 1 月までは臨時扱い、その後、勤務状態から正社員にできないまでも雇用保険だけに加入させたものと思われる。したがって、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していない。」旨供述している。

また、A社から提出のあった昭和 59 年 4 月分、同年 6 月分から同年 12 月分まで、60 年 6 月分、同年 7 月分及び 63 年 4 月分から平成 6 年 2 月分までの給与台帳において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、A社の複数の従業員に照会したが、「申立人は、最初アルバイトで勤務したと思うが、途中で正社員になったかは分からない。通常は、アルバイト等の臨時社員は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年4月1日まで
A法人B支部に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同法人同支部には平成3年4月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人B支部から提出のあった人事記録及び同法人同支部の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同法人に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A法人本部の経理担当者は、「当本部は、各支部から連絡があった場合に、牧師及び従業員の健康保険、厚生年金保険の手続を一括して行っているが、申立人の賃金台帳・出勤簿の管理、雇用保険の手続は当法人支部が行っている。」旨供述しているところ、同法人本部から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の控えによると、申立人の同法人本部における資格取得日は、平成4年4月1日と記載されている上、同法人本部から提出のあった厚生年金保険料の納付に関する帳簿によると、3年度の氏名欄に申立人の氏名は無く、4年度の氏名欄には申立人の氏名、納付保険料額等が記載されていることが確認できる。

また、申立人が当時受診していた医院は、「カルテによると、申立人は、申立期間当時、申立人の父が勤務する事業所に係る健康保険組合の健康保険証で被扶養家族として診療を受けており、申立人がA法人本部に係る健康保険証で診療を受け始めたのは、平成4年10月29日であり、その保険証の取得日は同年4月1日と記載されている。」旨供述している。

さらに、A法人B支部の現在の代表者は、「申立期間当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡している上、当時の賃金台帳は保存しておらず、申立人の申立期間に係る

厚生年金保険の取扱いは不明である。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月頃から34年1月24日まで
② 昭和41年1月1日から45年2月1日まで
③ 平成5年11月30日から6年3月1日まで

ねんきん特別便を見て、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①についてはA社に昭和33年から勤務し、申立期間②及び③については自身が経営するB社に勤務していたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、同社は、既に廃業しており、事業主も死亡していることから、これらの者から、申立人の申立期間①における勤務状況や同社の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚のうち、連絡先の判明した二人に照会をしたところ、申立人について、はっきり記憶していないと供述していることから、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①当時に被保険者記録がある複数の従業員に照会したところ、二人が申立人のことを覚えていたが、申立人の勤務期間については記憶が無く、申立人の申立期間①に係る勤務等について確認ができない。

さらに、上述の同僚の一人は、「中途入社の場合は、最初から本採用ということではなく、また、本採用になるまでは社会保険に加入させていなかったと思う。」と、また、上記従業員の一人は、「中途入社は、半年から1年程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について、申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、代表取締役としてB社に勤務していたと申し立てているが、同社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和45年2月1日であり、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。そして、同社が加入していた健康保険組合によれば、同社は同年2月1日に加入している旨回答しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と一致している。

また、昭和45年2月1日に、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうちの一人は、「申立期間の途中で、前の会社を退職してから、B社にすぐに入社するとともに、国民年金に加入した。B社が厚生年金保険に加入していなかったから、国民年金に加入したと思う。」と供述しており、オンライン記録によると、同人が申立期間の途中から同年1月まで国民年金に加入して、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、代表取締役としてB社に勤務していたと申し立てているが、同社は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、平成5年11月30日に適用事業所ではなくなっており、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社は、当時、C厚生年金基金に加入しており、同基金における同社が適用事業所でなくなった日の記録は、上記オンライン記録と一致している。

そして、C厚生年金基金は、B社の適用事業所でなくなる処理に係る同社から提出された「厚生年金基金適用事業所全喪届」、「事業所の閉鎖届並びに事業主及び被保険者の同意について」等の書類を保管しており、これらの書類は、代表取締役である申立人の名前で提出されていることが確認できるとともに、「事業所の閉鎖届並びに事業主及び被保険者の同意について」では、平成5年11月30日をもって同社が適用事業所から削除されることについて、代表取締役である申立人及び従業員全員が同意する旨の記載も確認できる。

加えて、申立人について申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA協会に雇用され、B局C課（現在は、D局E部F課）において、ポイラ関係の事務処理を担当していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A協会に雇用され、B局C課内にあった同協会G支部で勤務していたと申し立てているところ、申立人が勤務場所であったとするD局は、「申立人が提出した写真等の資料から、申立人の勤務地はB局内であったことが推認できるが、当時の資料が残っておらず、勤務期間は不明である。」と回答しており、A協会及び同協会G支部では、「申立人が、当時上司であったとしている当協会G支部の常務理事の名前は、当協会の 50 周年会報において確認できるが、申立期間当時のG支部の人事記録や社会保険関係資料が残っておらず、申立人に係る勤務期間や勤務状況については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、A協会は、厚生年金保険の適用事業所となっていたが、同協会G支部は適用事業所となっておらず、同協会は、同支部職員については関知していないとしていることから、同支部職員を同協会の厚生年金保険に加入させる取扱いになっていたとは考え難い。

加えて、A協会に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の名前は確認できず、同名簿の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 20 日から 32 年 3 月 1 日まで
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 32 年 2 月 28 日までA社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和 29 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、A社は既に廃業しており、しかも、当時の同社の事業主は所在不明であるため、同社及び事業主から、申立人の申立期間①に係る勤務実態について確認することができない。

そこで、上記被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したところ、いずれも、申立人のことは記憶していないとしており、また、元従業員の一人は、「A社は、昭和 29 年 4 月頃倒産した。倒産する少し前から給与は出ていなかったため、倒産後に保険料が控除されることはあり得ない。」旨供述している。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和 35 年 9 月 30 日までB社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、B社の事業主は、「当時の人事関係書類が無く、申立人の申立期間②の在籍が確認できない。」旨供述している上、同社の当時の事業主は既に死亡しており、社会保険担当者の所在も不明であるため、これらの者から、同社における申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、申立人が記憶している元同僚のほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先の判明した複数の元従業員に照会したが、複数の元同僚は、「申立人のことは記憶しているが、申立期間②に勤務していたかどうかは覚えていない。」旨供述しているほか、元従業員は、「申立人のことを記憶していない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和40年3月16日から42年10月1日まで

平成8年9月頃、社会保険事務所（当時）で、支給される年金額を確認したところ、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間①及び②に係る脱退手当金が昭和42年12月11日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA病院の厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年10月の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある22人について脱退手当金の支給記録を調査した結果、7人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち6人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、同病院は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同病院が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA病院に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年12月11日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から36年4月16日まで
平成22年9月に年金事務所から届いた通知を見て、申立期間が脱退手当金の支給済み期間であることを初めて知った。申立期間の前に勤務した事業所に係る期間は、脱退手当金を受け取った覚えがあるが、申立期間については受け取った記憶は無い。調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、A社に勤務した申立期間及び同社の前に勤務したB社の被保険者期間を対象として昭和36年7月17日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、同社に勤務した期間についての脱退手当金はB社退職後に受給したが、A社に勤務した申立期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、脱退手当金は、制度上、厚生年金保険被保険者期間においては受給できないとされているところ、申立人は、B社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した翌日にはA社において被保険者資格を取得しており、B社退職後に脱退手当金を受給したとは考え難い。

また、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間後の昭和36年7月17日のみであり、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人が受給を認めているB社の被保険者期間と申立期間は同一の被保険者記号番号で管理され、当該2期間を対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、A社退職後に支給記録のある脱退手当金であると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低いことが分かり同社に相談した。同社は、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における平成 18 年 9 月から 19 年 8 月までの期間の標準報酬月額は、当初、32 万円と記録されていたが、同社は、18 年 9 月の定時決定に誤りがあるとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し訂正の届出を行い、22 年 5 月 6 日付けで 44 万円に訂正されている。しかしながら、当該期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額 (44 万円) ではなく、当初記録されていた (32 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出のあった申立期間の賃金台帳によると、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月頃から 57 年 1 月頃まで
A町立B小・中学校で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同校に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町立B小・中学校を管轄するA町教育委員会から提出のあった職員名簿及び「昭和 56 年度（一般会計）請求書－支出命令書－受領書」（以下「支出命令書」という。）により、申立人が申立期間にA町立B第二中学校に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所番号索引簿によると、A町教育委員会は平成 4 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、支出命令書では、申立人の身分は臨時講師と記載されており、A町教育委員会は、「平成 10 年までは、採用した臨時講師等の社会保険については、各人で国民年金と国民健康保険に加入してもらうようにしていたはずであり、申立人について、賃金から厚生年金保険料を控除したことは無い。」旨供述しているところ、申立人に係る申立期間の賃金からは、所得税は控除されているものの、厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和34年12月26日に入社した記憶があり、同社から受領した賞状及び「第34回定時株主総会招集のご通知」には昭和34年12月入社と記載されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞状及び「第34回定時株主総会招集のご通知」により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社では、「申立人の人事記録を保管しておらず、厚生年金保険の手続及び保険料控除については不明。」と回答している。

また、申立人は当時の経理担当者の氏名を記憶しているが、同人は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の手続及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿に氏名の記載があり、申立人より先に資格を取得している従業員11人のうち連絡先が判明した一人に照会したところ、同人は、「自分の記録が1か月空いていたので経理担当者に照会したが、同社では入社してから1か月程度経過してから厚生年金保険の手続を行っていたことが判明した。その後、自分が経理担当者になってからも同様の手続を行っていた。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 4 日から同年 11 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C 社から A 社へ出向して勤務し、出向期間中に C 社を定年退職となったが、そのまま A 社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の後継企業である B 社は、「申立人は、申立期間に勤務していた。取締役で D 事業所の事業所長であった。」旨供述しており、A 社に係る商業登記簿謄本からも、申立人は、申立期間に同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人が挙げた同僚二人のうち、一人は、「毎月 1 回、E 市の本社で営業会議が開かれていて、申立人は、D 工場の代表としていつも出席しており、そこで顔を合わせていたので、ずっと勤務していた。」と供述しており、もう一人は、「申立人は、1 週間も休職したことは無かった。」旨供述していることにより、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社は、「申立期間の保険料控除や役員報酬の支払を確認できる資料は無い。」旨供述しているところ、申立期間当時の A 社の社会保険事務担当者は、「資格取得日は平成 6 年 11 月 1 日として届け出ていたため、同年 11 月の社会保険料は控除をしているはずであるが、同年 10 月分は恐らく控除はしていないと思う。」旨供述している。

また、F 健康保険組合から提出された社会保険資格取得証明書より、申立人の A 社における健康保険の資格取得日は平成 6 年 11 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、申立人は、「報酬の支払及び社会保険料の控除が確認できる資料は保有して

おらず、報酬の支払時期や保険料控除についての記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17927 (事案 3237 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から36年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たに同僚二人の名前を挙げるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、A社加盟の業界団体からの表彰状により、同社における勤務については推認できるものの、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は死亡し、役員等は連絡先不明のため、申立期間の勤務状況や保険料の控除の確認ができない。

また、申立人が記憶している同僚二人のうち一人は死亡し、もう一人は、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等については分からないとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿に名前が記載されていた従業員のうち、連絡の取れた二人は、申立期間については入社する前であることから、申立人の勤務期間や職務内容及び雇用形態の変更については分からないとしている。

加えて、厚生年金保険の被保険者資格の再取得時(昭和36年3月1日)における標準報酬月額が大幅に増額されているため、勤務の形態等が変化していることが推認でき、事業主による資格の喪失届及び取得届が提出されていたものと考えられることなどから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づ

き、平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな情報として、同僚二人の名前を挙げるので、前回挙げた同僚に上記二人のどちらとも一緒に辞めていないことを再調査してほしい。」旨再申立てを行っている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、新たな同僚二人のうち、一人の同僚の姓は、同名簿に記載はあるものの、連絡先が不明であり、もう一人の同僚の姓は、同名簿に記載が無い上、申立人が記憶しているのは姓のみであるため、個人を特定することができず、連絡先の確認が取れないため、申立人の、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が、前回申立て時に挙げた同僚に対し、新たに申立人が挙げた同僚二人の名前について照会したところ、「二人とも記憶に無いので申立人が一緒に辞めていないかどうかは分からない。」旨供述している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月1日から13年8月31日まで
A社で代表取締役として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の支給額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、平成10年3月から11年3月までの期間について、オンライン記録によると、10年3月6日付けの同年3月の随時改定により59万円から9万8,000円に、同年9月7日付けの同年10月の定時決定により9万8,000円と記録されていることが確認できる。

一方、申立人は、当該期間の報酬月額は80万円であったと主張している。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は上記処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できるが、当時の資料は保有していないとしている。

また、A社の経理を担当していた会計事務所も当時の資料を保管していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成11年4月から13年7月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、11年4月から12年3月までは59万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで9万8,000円に、同年4月から同年9月までは59万円、同年10月から13年2月までは62万円と記録されていたところ、同年4月6日付けでいずれも9万8,000円に、同年3月から同年7月までは62万円と

記録されていたところ、同年8月17日付けで9万8,000円に、それぞれ遡って減額訂正が行われていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、上記減額訂正処理日において、同社は厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

これらのことから判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

しかしながら、上記の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該減額訂正処理日において代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所と滞納保険料の納付についての相談をし、標準報酬月額の訂正に同意した旨を供述していることから、社会保険に係る事務及び当該減額訂正処理に関与していなかったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたと認められ、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17932 (事案 9563 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から39年3月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、給与から保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、24人(社員全員)が厚生年金保険に加入しているのであれば自身も加入し保険料を支払っていたと思うこと、また、記録が無い原因として、自身には複数の厚生年金手帳記号番号があり、B社に係る厚生年金手帳記号番号及び記録が最近見付かったことと同じことが考えられるのではないかと思うので、再度調査して申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和37年3月5日からA社に継続して勤務していたことが認められるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社及び事業主から申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できなかったこと、また、申立期間に同社において厚生年金保険の加入記録のある従業員24人に照会したところ、回答のあった者のうち二人は、希望者だけが厚生年金保険に加入した旨供述しており、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえること等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、24人(社員全員)が厚生年金保険に加入しているのであれば自身も加入し保険料を支払っていたと思うこと、また、記録が無い原因として、自身には複数の厚生年金手帳記号番号があり、B社に係る厚生年金手帳記号番号及び記録が

最近見付かったことと同じことが考えられるのではないかと思うので、再度調査して申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、申立人の主張する「24 人」は、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある者のうち現在の連絡先が判明し照会した者の数であり、当該 24 人が厚生年金保険に加入し厚生年金保険料が控除されていたことをもって、自身も加入し控除されていた旨主張するのは合理的ではない。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号の一つは、昭和 33 年 8 月 10 日の B 社での被保険者資格取得の際に払い出されたものであり、平成 20 年 8 月 8 日に申立人の基礎年金番号に統合処理が行われていることが確認できることから、申立人の氏名及び類似する氏名で検索をしたが、申立人のものと思われる記録は確認できなかった。

以上のことから、申立人の主張する事情は、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、その他、当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年8月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の期間と比較して低下している。申立期間に、人事や給与の変更、長期休暇や欠勤、そのほか景気の変動なども無く、標準報酬月額が低下していることは納得できない。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成3年10月から4年4月までの期間に係る標準報酬月額は、当初50万円（定時決定）と記録されていたところ、同年5月22日付けで3年10月に遡り、47万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立人のほかに、A社の当時の従業員102人についても、同日付けで、各々の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社は、当時の資料が保存されていないため、申立期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料額並びに上記標準報酬月額の訂正に関する事実及び同訂正に伴う対応等について確認することができないが、当時に在籍していた従業員への聴取により、平成4年当時に、申立人と同一職種の従業員について、標準報酬月額の減額訂正を遡って行い、その結果生じた差額（厚生年金保険料及び健康保険料の過剰控除分）を返金したとする旨回答している。

また、申立期間当時の経理担当者は、当初、社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に旅費交通費（業務活動のための交通費等）を含んでいたが、当該旅費交通費は仕事に応じた報酬ではないので報酬月額に含めないこととし、平成4年に標準報酬月額変更届を社会保険事務所に提出し、その結果、過剰控除となった保険料を給与の振込みと同時に返金した旨供述している。

さらに、申立人と同様に平成4年5月22日付け遡及訂正記録のある複数の従業員に照会を行ったところ、回答のあった17人の職種は、全員が申立人と同一であり、そのうち5人が、上記標準報酬月額の変額訂正に関する事実及び上記経理担当者の供述に符合する当該処理を実施するに至った理由を承知していた。また、その5人のうち二人は、当該訂正処理に伴い生じた差額（厚生年金保険料及び健康保険料の過剰控除分）について、会社から返金を受けたとし、ほかの一人はその後徴収されるべき保険料と相殺された旨供述しており、残りの二人は返金の有無について覚えていない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料控除額等を確認できる資料を保管していないが、上記照会により従業員一人から提出された平成3年分及び4年分確定申告書（控え）によると、これらに記載のある2年分の社会保険料合計額は、当該従業員に係るオンライン記録から、4年5月22日付け遡及訂正後の低い標準報酬月額を基に試算した2年分の社会保険料額とおおむね一致しており、当該訂正処理に伴い生じた差額が、平成4年分社会保険料額から差し引かれているものと考えられることから、A社では、当該訂正処理に伴い生じた厚生年金保険料及び健康保険料の過剰控除分について、当該従業員に返金又はその後控除されるべき保険料に充当を行ったものと認められる。

その上、B健康保険組合が保管する申立人に係る適用台帳の月額異動記録によると、申立期間に係る標準報酬月額は、訂正後のオンライン記録（47万円）と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年5月22日に行われた遡及訂正処理は、標準報酬月額の変更に基いて行われた訂正処理であり、3年10月から4年4月までの期間において、一旦は申立人の主張どおりの標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたと考えられるが、申立人についても、同年5月22日に行われた遡及訂正処理に伴い過剰控除された保険料については、既に返金が行われているものとするのが相当であり、申立期間に係る保険料控除額は、変更後の標準報酬月額に基づく保険料控除額と推認される。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。